

慶應義塾大学東アジア研究所 ニューズレター

No.4 August 2005

2004年度プロジェクト活動記録

■ Contents ■

2004年度活動記録	1
国際会議	24
研究会 / 講演会	26
東アジア研究所講座 (2004年度終了分)	29
学術交流協定	29

2004年度活動記録 ---
「アジアに与えたアメリカ憲法裁判の影響 特
に、日本、韓国とアメリカの比較を中心に」
(2年目)

研究代表者

大沢 秀介 慶應義塾大学法学部教授

研究メンバー

小山 剛 慶應義塾大学法学部教授

玉井 清 慶應義塾大学法学部教授

伊藤 博 ニューヨーク州立大学教授

国分 典子 愛知県立大学教授

岡田 俊幸 和光大学助教授

岡田 順太 東北文化学園大学専任講師

(1) 2004年5月17日に岡田俊幸和光大学助教授
(現信州大学助教授)の報告が行われた。岡田報告
では、日本で最近議論がなされている憲法裁判所
導入論の中にあって注目されている違憲審査制の
類型論について考察がなされた。報告によれば、
違憲審査制については、一般にアメリカ型の付随
的違憲審査制とドイツ型の抽象的違憲審査制の二
つが注目されているものの、ドイツでは両者の相
違はあまり意識されておらず、むしろ憲法異議の
あり方が注目されていると指摘された。

(2) 2004年6月12日に伊藤博ニューヨーク大学教
授の報告が行われた。伊藤教授は、また2005年1

月22日にも報告をしており、ここではその2回の
報告の内容をまとめて紹介する。伊藤報告は、日
本とアメリカの最高裁判所レベルにおける憲法訴
訟過程の比較に焦点を当てたものである。具体的
には、日本の憲法には明文で規定されているもの
の、アメリカ憲法上明文で規定されていない学問
の自由について、日米両国の最高裁の憲法解釈が
類似しつつあることがまず指摘された。そして、
そのような憲法解釈を生み出した事情として、伊
藤報告では、政府・自民党と最高裁の関係、最高
裁における審理のプロセス、裁判官の選任方法な
どの異同が指摘された。

(3) 2004年7月24日と2005年1月22日に、慶應義
塾大学大学院法学研究科博士課程の大林啓吾の報
告が行われた。大林報告は、最近アメリカで法改
正が行われた著作権法と表現の自由の関係につい
て焦点があてられた。日本国憲法と異なり、アメ
リカ憲法には著作権条項と呼ばれる規定が有り著
作権が強く保護されている。しかし、アメリカは表
現の自由を保障する国でもある。そこで、アメリカ
では著作権と表現の自由の両者の調整が問題と
されている。大林報告では、その点に関しアメリカ
で現在議論されている両者の調整基準、翻案物
と表現の自由の関係、デジタル規制に伴う著作権
保護強化などの問題について、紹介と検討が示さ

れた。

(4) 2004年10月2日には、早稲田大学大学院法学研究科博士課程の神尾将紀の報告が行われた。神尾報告は日米の政教分離原則と私学助成制度の比較が取り上げられた。報告では、日本では私立学校の中に占める宗教系教育機関の数が少ないために、それら宗教系教育機関への助成の問題が注目されてこなかったが、アメリカでは多くの私立学校が宗教系学校であるために私学助成と政教分離原則の関係が問題となった事案が多く、判例も山積していることが指摘された。そして、報告では、現在までのアメリカにおける判例の動向が分析された。

(5) 2004年10月30日には、山本龍彦現桐蔭横浜大学専任講師の報告が行われた。山本報告では、司法権の範囲に関するアメリカの憲法裁判および憲法理論が、日本国憲法における司法権概念の発展に与えた役割の検討がなされた。日本の憲法学では最近これまでの司法権概念が変容しつつあるという理解が広まっている。その中で有力な学説として現れているのが、佐藤幸治前京都大学教授の見解である。山本報告では、佐藤説が司法権概念における手続の更なる重視と司法権を単なる紛争の解決よりも法の支配の維持発展に寄与する存在として理解している点で伝統的な学説と異なるとし、司法による秩序形成機能を重視している点で、アメリカ憲法の影響を強く受けていると指摘した。

(6) 2004年11月23, 24日と大学祭の休みの間に箱根で研究合宿を行い、岡田順太東北学園大学専任講師、慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程の葛西まゆこ、そして小山剛慶應義塾大学教授による報告が行われた。岡田報告では、法人の人権享有主体性を取り上げて検討が行われた。現在日本では法人の人権享有主体性については、憲法学のアプローチと民商法学からのアプローチが併存している所があり、その点でアメリカの憲法判例特に結社の自由関係の判例が有益であるとされた。つぎに、葛西報告では、生存権に対する財産権的アプローチが検討された。より具体的には、生活保障制度等の制度内容の後退場面での財産権の自由権的效果の検討や手続的保護の可能性などが報告された。そして、小山報告では、財産権条項に関する憲法学における通説的理解と憲法判例を素材に報告がなされ、そこでは財産権の自由権としての理解が適切か否かの検討が必要であるという

点が指摘された。

(7) 2004年11月27日には大沢の報告が行われた。その報告の中では、憲法14条の法の下での平等に関して最近議論されているアフーマティブ・アクションが取り上げられた。具体的には、現在の日本における議論を男女共同参画会議の具体策などを素材に紹介した上で、アメリカにおけるアフーマティブ・アクションに関する議論が検討された。アメリカでは最近ロースクールと大学での入学試験におけるアフーマティブ・アクションをめぐる判例が示されそれに関する議論がなされており、報告ではその内容と意義について紹介と検討がなされた。

(8) 2004年12月11日には國分典子愛知県立大学教授の報告が行われた。國分報告では、現在韓国の憲法裁判所と大法院の間には葛藤が存在する理由について、韓国の憲法制定過程にまで遡って検討が行われた。憲法制定過程では政治部門における争いが多く見られるが、韓国では司法裁判所の頂点に立つ大法院がアメリカ型の違憲審査制を強く主張したが、結局アメリカ型の違憲審査制の導入が見送られた。この点について、國分報告では当時の関係者の知識、感情、司法関係者の国民からの乖離、民主主義の未熟さにその原因が求められ、その影響は今日でもなお強く存在することが指摘された。(文責・大沢秀介)

「アジアを中心とする諸地域におけるグローバルイズム・ナショナリズム・ローカリズム(GNL)」 (2年目)

研究代表者

野村 亨 慶應義塾大学総合政策学部教授

研究メンバー

市川 顕 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科博士課程

奥田 敦 慶應義塾大学総合政策学部教授

桑野 真紀 一橋大学社会学研究科博士課程

小池 洋一 拓殖大学国際開発学部

小嶋亜雄子 シカゴ大学大学院社会学研究科博士課程

佐野 誠 新潟大学経済学部教授

孫 前進 SFC研究所訪問所員

田島 英一 慶應義塾大学総合政策学部

沈 潔 浦和大学総合福祉学部

鄭 浩瀾 慶應義塾大学大学院政策・メディア
研究科博士課程
野田 真里 中部大学国際関係学部助教授
廣田 拓 慶應義塾大学大学院政策・メディア
研究科博士課程単位取得
松長 昭 笹川平和財団主任研究員
安田 涼 バーミンガム大学大学院社会学研究
科M.Phil.課程
山本 純一 慶應義塾大学環境情報学部
Vitor López Villafane メキシコ・モンテレイ工
科大学・アメリカ研究センター

はじめに

グローバリズムもしくはグローバリゼーションとナショナリズムの関係をめぐる議論については、たとえば佐伯啓思のように対立的な関係にあるとする立場や、両者は共犯関係にあると論ずる小熊英二のような考え方がある。基本的に、前者が、貿易自由化問題に典型的に見られるように、グローバリゼーション(世界の均質化やグローバルスタンダード)に対抗するナショナリズム(国民文化や国益の擁護)を前提とするのに対し、後者は、グローバリゼーションもナショナリズムも経済や文化・社会の均質化という意味では同じ現象であり、それが国境を跨いで生起する場合にグローバリゼーションと呼ばれるにすぎず、しかも、ナショナリズムはグローバルな他者との接触によって生ずるという意味において両者は互いに高めあふ補完的な関係にあると捉える。そして、グローバリゼーションはグローバルなレベルでの均質化を促進すると同時に、国内では格差を助長するというパラドキシカルな現象でもあるとも指摘する。したがって、国内ではサブナショナルなレベルでの反グローバリゼーション・反ナショナルな運動が活発化するというローカリズムも予想される。

本プロジェクトの基本的な視座は、グローバリズムをナショナリズムやローカリズムに対立させて二者択一を迫るような議論は不毛であり、現実をも反映していないのではないかというものである。グローバリズムとナショナリズム・ローカリズムは、対立と共犯(依存)という二重の関係性の中に置かれると考えるからである。

以上の議論をふまえ、本プロジェクトでは、イデオロギーとして語られることの多いグローバリゼーションとナショナリズム・ローカリズムの関係を地域や事例に即して具体的に考察するため、

アジアを中心とする複数の国・地域におけるグローバリゼーションとナショナリズム・ローカリズムの相互作用(融合・対立)、それぞれの変容、およびその中における国家(政府)・市民社会・共同体などの組織の役割・機能について比較分析することを目的として、2003年度にスタートした。

研究プロジェクト2年目の本年は、研究参加者個別および全体の研究の深化をめざし、以下に述べる研究例会とパネル・ディスカッションならびに中国とラテン・アメリカにおけるフィールドワークを実施した。

第1回研究会 2004年4月24日(土)

会 場：慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス
(SFC) 館第三会議室

研究発表：野田真里「人間安全保障と社会行動仏教 カンボジアの事例と今後の課題」

報告要旨：

昨年、緒方貞子、アマルティア・センを共同議長とする国連人間安全保障委員会より『安全保障の今日的課題』(通称、緒方、セン報告書)が出版され、人間安全保障に関する議論が高まってきた。人間安全保障は従来型の安全保障とは明確に一線を画す概念である。すなわち、国民国家の枠組みを前提とし、国が武力等で国民をまもるという従来型の安全保障にたいし、人間安全保障においては国の枠組みにとらわれず、安全を脅かされている人々を直接の対象として、人々を「恐怖と欠乏」から解放することを目的とする。わが国も人間安全保障を今後の政府開発援助(ODA)政策の機軸にすえ、また緒方氏自身が国際協力機構(JICA)の理事に就任する等、今後の貧困削減戦略を考える上では不可欠の議論である。

長年カンボジアは戦禍にみまわれ、戦争による恐怖と極度の貧困により、まさに人間安全がうばわれた状態であった。仏教国カンボジアにおいては、戦後復興の過程において、「苦からの解放」すなわち「恐怖と欠乏からの自由」をめざす、社会行動仏教者Engaged Buddhistの役割がきわめて重要である。「恐怖からの自由」すなわち、平和・人権においては、カンボジアの社会行動仏教者たちは、「法の行進(ダンマヤットラ)」を組織して、内戦後の混乱の続くカンボジアに平和と人々の和解をもたらしてきた。

また、「欠乏からの自由」すなわち、開発にお

いては、社会行動仏教者は農村を基盤として重要な役割を果たしてきた。カンボジアの農村では仏教寺院が文化的・社会的中心すなわち社会関係資本のハブとしての機能を果たし、社会経済活動が再開され、ソーシャルセフティネットの役割を果たしてきたのである。

今回の報告においては主にカンボジアの事例について論じるものの、報告者はGNL研究会においてはこの、「人間安全保障と社会行動仏教」というテーマをさらに発展させていきたいと考えている。報告者はこれまでスリランカ、タイ、カンボジアについて共通したテーマで調査を行ってきた。今後の発展的な課題として、仏教発祥の地であり、今後世界においてその重要がますます重要となるインドにおける新仏教運動(ネオブuddedストムーブメント)についても取り組んで行きたい。

第2回研究会 2004年5月22日(土)

会場：SFC 館第三会議室

研究発表1：桑野真紀「日常実践の集積/交錯が生み出すもの イーストLAに生きる意味・アメリカに生きる意味を求めて」

発表要旨：

修士論文ではイーストLA(ロサンゼルス)のラティーノ・コミュニティの「学校」を対象にフィールドワークを行い、従来、多くの研究でイーストLAにレッテル張りされてきた「ネガティブな表象」に対して、地域の学校活動を媒介としたラティーノ自身による「前向きな・積極的な意味付け」を見出した。

上記の研究上のキーコンセプトは、セルトーの「日常実践」による「弱者・マイノリティによるソフトな抵抗」の側面である。この概念を手がかりとして、ラティーノのコミュニティにある「学校」という場によって、いかに諸個人がコミュニティに生きることを積極的に捉えなおしていったかを描いた。

コミュニティの「学校」という場は、共同体志向が育まれる場、生きるための積極的な意味付けの場、文化独自の場、さらにはアメリカ教育の思惑を超えた場として考えられる。

博士課程の研究では、人類学と都市社会学の視角から、修士論文で扱ったイーストLAのコミュニティ概念の再検討を行っている。LAのコミュニティは、様々に偏在し、その中で生きる人々も

多様な形で共同体感覚を育てている。実体として、さらには感覚、一種の宗教としての、このSense of Communityの諸相を捉えることが博士論文の中心課題である。

研究発表2：安田涼「劇中劇としてのナショナリズム」
発表要旨：

冷戦終結以降の日本におけるナショナリズムの性格を分析する。従来のナショナリズム研究の分析視角である社会学的視点と心理学的視点を踏まえることで、その二つの視点からこぼれおちる諸相を考慮する。そこで、逆に現代日本のナショナリズムの性格、すなわち、確固たる思想・イデオロギーを自覚しない形で、ある言説空間の中で、言説自体が自己増殖するプロセスを見出したい。これは、いわばシニシズムによる言語ゲームとしてのナショナリズム言説の生成過程である。

ナショナリズム研究では、従来、社会学的視点と心理学的視点の双方からのアプローチがとられてきた。この2つの視点からでは、現代日本のナショナリズム分析は不十分である。そこで、既存の視点とは異なるアプローチで冷戦終結以降における現代日本のナショナリズム言説の生成を具体的な事例(教科書問題、イラク人質問題)からみる。

教科書問題に関して、小林や大槻のナショナリズム言説から、伝統的な右派の言説体系とは異なる様相が伺える。ナショナリズムに関していずれもシニシズムの態度である。イラク人質問題に関する「2チャンネル」の「言説空間」からは、言葉遊び的な操作による言説の自己増殖の様相を見出した。

上記の2つの事例に共通するのは、従来のナショナリズム言説の生成過程に見られる根強いイデオロギーや思想体系ではなく、それどころか、根のないシニシズムによる言説の自己増殖という形のナショナリズム言説の生成というスタイルである。

結論として、従来のナショナリズムが想像の共同体という劇であるならば、シニシズム(=イデオロギー的仮面と社会的現実との距離をちゃんと知っているが、それにも拘わらず仮面に執着すること)をベースにした現代のナショナリズムは、それが劇を現実と仮構してさらにその内側で劇を演じる、劇中劇であるといえるだろう。

第3回研究会(東アジア研究所学術大会の一部と

して実施) 2004年6月26日(土)

会場：慶應義塾大学三田キャンパス・大学院
校舎8階東アジア研究所第一共同研究室
研究発表：山本純一「メキシコ・チアパス州コー
ヒー生産者協同組合のフェアトレード
運動 マホムット協同組合とマヤピニ
ック協同組合の比較を中心にして」

発表要旨：

コーヒーは、その歴史が物語るように、「北」の需要に応じて「南」が生産させられ、「北」が取引市場を寡占的に支配、収益の大部分を手にするという意味で、「南北問題」を象徴する商品作物である。しかも、1989年以降、I C O (国際コーヒー機関)の輸出割当(生産)調整失敗によって自由貿易化、即供給過剰となり、国際価格(ニューヨーク相場)は暴落、一時的な価格の上昇はあったものの、2001年12月には0.415ドル/ポンドという歴史的な安値をつけた。

コーヒー主要生産国の一つであるメキシコでは、1982年以降、I M F (国際通貨基金)の勧告に従った構造調整政策がとられ、貿易収支・財政収支の均衡化、公営企業の民営化等の措置が断行された。このため89年にはコーヒー公社が保証価格による買上げと輸出業務を停止した。かかる苦境下において、コーヒー生産者の7割を占めるといわれる先住民族の間に連帯といった意識が高まり、小規模生産者の中には協同組合を結成し、独自の販路作りや品質の改善に取り組む動きが活発化した。

他方ヨーロッパでは、60年代半ば以降、「南」の生産者の生活改善を支援するため、「援助よりも貿易を」というスローガンのもと、その商品を直接購入する運動が盛んとなり、89年には「公正価格」での取引、すなわちフェアトレード(F T)を認証する団体が誕生した。

メキシコのコーヒー生産者協同組合とヨーロッパのF T運動が出会うことによって、メキシコは世界のコーヒーF T市場の1/4を担うF T「先進国」となった。しかしながら最近のF T運動は、当初の理念である「生産者と消費者の顔が見える関係」を構築するというよりも、スターバックスに代表される大手コーヒー会社との取引を通じた「メジャー化」を志向し、生産者協同組合も組合員の多くがF T運動の目的・理念を理解していないとの報告が出されるようになっていく。

以上の経緯をふまえ、本研究では、メキシコ国内最大のコーヒー生産地チアパス州において活動している、F Tの経験が豊かで営利主義的傾向の強いマホムット協同組合と、F T市場への小規模新規参入者でカトリック先住民共同体を基盤とするマヤピニック協同組合の沿革・組織・運営・生産・販売・輸出の実態を比較することによって、コーヒーF T運動の可能性と課題を検証した。その結果、F T市場を拡大するには、マホムット協同組合については、組合員に対するF Tの目的・理念の指導および経営の透明化を通じた内部体制の強化=組合員離れの阻止が、マヤピニック協同組合については、加工技術の向上によるコーヒー豆の品質改善と経営体制の合理化が必要であるとの結論に達した。また、コーヒー産業全体の課題としては、全国および州レベルのコーヒー関連政府機関との連携強化、つまり構造調整(自由化・民営化)政策によって弱体化した国家および地方政府の役割を再検討、再構築することが求められる。

第4回研究会(講演会) 2004年7月31日(土)

会場：SFC 館4F 小会議室

講演者：小坂井敏嗣(パリ第8大学)

演題：「フランス同化主義の実像 グローバリゼーション時代の少数派擁護を考える」

講演要旨：

グローバリゼーションにともなう文化の交流と同時に文化の均一化が進行する。この時に、自らを異文化要素に対して開くか(異文化受容)、あるいは閉ざすか(同一性維持)をめぐるせめぎあい生まれる。この問題は国家間のみならず、ひとつの社会内においても同じ構造を持っている。移民受け入れ問題においてそれが端的に現れる。

外国出身者の受け入れには二つのやり方が考えられる。一つは、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリアなどのような多民族・多文化主義であり、もう一つはフランス式の普遍主義である。前者では、外国出身者は元の同一性を維持し、より高次のシステムとしての国民共同体にいわば連邦のような形で統合される。後者においては、すべての人間はその出自に関わらず普遍的な個人として国家に統合される。

両者それぞれに利点と問題点がある。

多民族・多文化主義の場合には、少数派保護の

点では好ましいが、個々の集団が固定化されて社会が分離してしまう。また、民族の実体視にもつながる。例えばカナダでは、1991年以降ユダヤ教徒とキリスト教徒は民事に限って各自の規則に従うことが認められている。イスラーム教徒も同様の権利を主張しているが、それを認めた場合には男女同権という近代的価値観に反してしまう可能性もある。また、在日朝鮮人の場合でも、彼らに朝鮮人としての民族的アイデンティティを保護することが彼らをいつまでも社会的に分離され異質な存在として扱うことにもなりうる。彼らの多くが日本で生まれ日本語を話し、また朝鮮人としてのアイデンティティに実感を抱いていないにもかかわらず、である。

後者の普遍主義では、基本的に民族の実体化を避ける。フランスでは国勢調査で出身国別の統計を取らず、アフーマティブアクションは否定される。しかしそのような普遍主義は同化主義でもある。

このように多民族・多文化主義と普遍主義は二律背反的な関係にあり、政策論的には両者の妥協点を見出せるか否かが争点となっている。しかし両者は矛盾している概念ではない。

ウェーバーは、民族は先祖を共有するという信念によって創られるという。ただしそれは客観的事実である必要性はない。事実、国民国家はさまざまな出自の人によって構成される。例えばフランスでは、祖父母の代までたどれば三分の一が外国出自である。ミッテラン時代の総理大臣ベルゴボアの父はウクライナからの移民であり、現在の経済相サルコジの父はハンガリーからの移民である。

ドイツと比較すれば、フランスに移民が多く、しかも普遍主義であることの理由が理解されうる。ドイツは、ロマン主義的な有機体論的民族概念が中心にあり(e.g.フィヒテ)、一方でフランスでは啓蒙主義的な契約論的国民概念が中心であった(e.g.ルナン)。実際、フランスではドイツに比して容易に帰化できるために、統計上の外国人滞在者は少ない。1980年代では、西ドイツで生まれた4万人のトルコ人の子供のうち、ドイツ国籍を取得したのは1000人。一方フランスで生まれた3万人の移民の子供のうち、フランス国籍を得たのは28000人である。

ドイツとフランスの国籍概念の相違は歴史的条

件に依拠している。フランスでは中央集権化が早くから進み、国家形態を通して国民概念が発達した。ドイツは中央集権化が遅れたため、国家とは別の次元の概念 - 血縁や文化 - が重視された。また、ナポレオン時代から第二次世界大戦までの間にドイツでは人口が4倍になったのに対して、フランスでは早くから育児制限の傾向が現れていたために50%しか増加しなかった。そのために、工業労働者の不足を補う必要があり、ベルギー・イタリア・スペイン・ポーランド・アルメニア・ポルトガル・北アフリカから移民を受け入れることとなった。ドイツが移民を大量に受け入れるようになったのは1960年代に入ってからに過ぎない。したがってフランス人とはそもそも血縁に依拠していない。国民概念がそもそも実体的には血縁に依拠していないことは、強固な民族同一性を主張するイスラエルでも同じである。

ユダヤ人は母系血統であるが、実際には非ユダヤ人の母親から生まれた者も帰還法が適応されている。そしてイスラエルのユダヤ人の半数が非ユダヤ人と結婚している。またソ連から移入した多くのユダヤ人の中には、共産主義から逃れるためにユダヤ人であることを偽装した者も多い。エチオピアのファラシャもユダヤ人であることを主張し、1980年代半ばにイスラエル政府は彼らを航空輸送した。他にも東欧系や北アフリカ系のユダヤ人がいて、その身体的特徴はさまざまである。

血縁で結ばれているということが虚構であるだけでなく、血縁という概念自体が虚構である。そもそも自分が親と血がつながっているというのは事後的な認知である。初めは人工的な集合に過ぎなかったのに、数世代後に血縁神話が現れた例としてコートジボワールのベテが挙げられる。ベテ人は人口の20%を占める最大の民族集団であるが、そもそもは各地からの出稼ぎ労働者であった。そして都市部の他の人々との経済的競合関係を梃子にして、外集団と内集団という対立構造が成立。その後、ベテ人はこの地に太古から住んでいた民族であるとの神話が形成された。つまり、同一性よりも対立する差異が先立つ。

血縁のみならず、文化的連続性も虚構である。キリスト教は西洋にとって異国の地であるパレスチナの砂漠でユダヤ人が始めた異教であり、日本にとっての仏教もしかり。タマネギの皮のように、外来の影響を取り除けば何も残らない。いわば、

皆が日本文化と思っているものが日本文化である、という定義しかありえない。

では、民族の同一性感覚は何に由来するのか。それは、その構成員が時間をかけて徐々に交代するからである。日本人というものは、年間に約90万人が死亡し、120万人が誕生する。つまり100年余りで民族の構成パーツは総入れ替えとなる。しかし、一度に交代するのではなく、ほんの一部ずつ連続的に置換されるために(一日あたり約0.002%)、同一性の錯覚が生じる。

では、民族が虚構であるならば、グローバリゼーションの中で少数派は多数派に吸収されてしまふしかないのだろうか？

この問いに対して三つの観点から答えることが出来る。

グローバリゼーションが進んでも必ずしも少数派抑圧にはならない。

同化主義は文化的均一化を意味しない。

同一性を保つべきか同化するのかという問いの前提そのものが間違っている。

異文化受容は必ずしも多数派から少数派へと一方的に行き渡されるものではない。異文化受容は多数派と少数派の両方に生じる。ただし、少数派の影響は、自ら(多数派)が選択したものであると判断されやすいがために目立ちにくい。それは時限爆弾が、一定の潜伏期間を経て発症するウィルスのように影響を与える。少数派と多数派の相互関係の結果として現れてくる価値・意見・規範は、影響が生じる以前にそれぞれが持っていたものとはすでに異なっている。したがって、同化といっても、同化の対象となる社会が静態的にそこに存在しているのではない。

エマニュエル・トッドは『移民の運命』の中で指摘している。多民族主義を標榜するアメリカ合衆国では家族構造・宗教・食習慣などにおいて均一化が著しいのに、民族の固有性を認めないフランスではかえって文化的多様性が残っているという。この逆説は次のように説明されうる。例えばナチス期のドイツ系ユダヤ人は非ユダヤ人と区別できないほどにドイツ社会に溶け込んでいた。そのドイツにおいてまさに反ユダヤ主義はもっとも激しい形態を見せた。なんらかの異質性が初めにあるのではなく、等質の場にこそ異質性が作られ強調されるのである。逆に、多民族主義のほうがかえって均一化を進めるのは、それが差異の固定化のため

に異文化受容への心理的負担が少なくなるからである。すでに言語カテゴリーによって差異が与えられているために、実質的な類似性は意識されにくい。つまり、他者の価値観を受け入れても自らの本質的な部分は変化しないという錯覚のおかげで自らの変容が許容されるのである。

根本的には、外国出身者の民族的同一性を保つべきか、それとも同化して民族性を失ったほうがいいのか、という問いの立て方がおかしい。なぜなら、私たち人間は常に変化しており、変化すること自体は問題ではありえない。問題なのは強制的に変化させられたり、あるいは強制的に変化を認められないことだから。

第5回研究会 2004年10月30日(土)

会場：SFC 館第三会議室

研究発表：沈潔「中国におけるコミュニティ・サービスの再編成：コミュニティNPOの創出」

発表要旨：

近年、中国で公益サービスの担い手としてのコミュニティNPOの役割が見なおされている。「大きな社会、小さな政府」という行政改革のもとで上記の中国版NPOは政府によって推進されている地域福祉サービスの供給主体である。

コミュニティ・サービスの再編成の背景としては、以下が考えられる。

- ・「単位福祉モデル」の崩壊：1980年代の市場経済の導入により、それまで福祉厚生を担っていた各企業が、福祉厚生サービスをカットするようになった。
- ・地方分権化：市場経済導入とともに、中央から地方へ権限が委譲される行政改革の一環。「居民委員会」などを核に、住民自治組織による社会サービスの供給主体が創出された。
- ・介護の社会化：人口動態の変化に対応するために地域福祉サービスの供給が推進された。

次に、コミュニティ・サービスモデルが転換している点を指摘できる。すなわち、

- ・改革開放以前モデル：行政による対象者限定(身寄りのない老人、児童、障害者、疾病軍人関係者など)の公的扶助・生活保護サービス、すなわち行政主導である。
- ・改革開放前期モデル：サービス対象が、一

般住民にも拡大し、公共および民間サービスでの対応。サービス内容も、生活保護から社会保障全般に移行する。

- ・改革開放後期モデル：サービスは、一般住民にまで普及。サービス主体として、行政による公共と、民間に加えて、NPOによる公益サービス領域の展開が始まる。地域福祉サービス供給組織であるNPOによる社会保障システム作りに取り組んでいる段階である。

中国の現実に根ざしたNPOの定義には、行政機関の補完とした役割を重視する定義、また、組織性、民間性、非営利性、自律・自発性を強調する定義、さらに、ビジネス的運営を重視する定義の3種がある。

NPOに関連する法令としては、「社会团体登録管理条例」、「基金会管理条例」、「民非企业单位登録管理暫定条例」などがある。いずれも政令として行政管理される。

中国NPOの成功例(成功基準：組織マネジメント、住民ネットワークの広がり、住民と供給組織との関係から)として以下を挙げることができる。

- 1) 大連における居民委員会居家養老院：住民互助型NPO
- 2) 上海浦東区における福祉サービス供給組織：行政補完型NPO
- 3) 天津市南開区における福祉サービス供給組織：コミュニティ・ビジネス型NPO

次に、2003年、武漢でのコミュニティNPOにおいてインタビュー調査したが、以下の問題点が浮かび上がった。地域福祉サービスの安定性(資金、スタッフの安定的な確保)の問題、また、政府主導のため官民で垂直関係になる。

以上の結果、中国のコミュニティ・サービスの構造は、公益福祉を中心に再編され、準市場原理で動き、官と民の二重の性格を有することが判明した。この二重の性格は、官が資金分配で裁量権を握ることによって官と民の対立構造を生み出す原因ともなっている。

第6回研究会(ラテン・アメリカ政経学会第41回全国大会のパネル・ディスカッション「アジアとの対話：もう一つの世界は可能か?」として実施) 2004年11月14日(日)
会場：SFC 館11号教室

司会・趣旨説明：山本純一

発表1：田島英一「何のための発展か」

発表2：野田真里「グローバル危機と仏教によるもう一つの発展 人間安全保障の観点から」

発表3：小池洋一「連帯経済 新たな経済の誕生か」

発表4：佐野誠「ポスト新自由主義、進歩的ショック、連帯経済 ラテン・アメリカにおける多元的経済社会の構築」

コメント：奥田敦

趣旨説明：

世界のさまざまな地域で「もう一つの世界は可能だ」と叫ばれている。同名タイトルの本が英語のオリジナルと日本語訳で出版、アジア太平洋資料センターによる同一テーマの公開シンポジウムも開催されている。新潟大学で開催された昨年のわが学会の招待講演も、内橋克人氏による「もう一つの日本は可能だ」であった。

この潮流の背景には、経済的グローバリゼーション(市場原理主義)に対する異議申し立てとオルタナティブを求める世界各地での運動・実践がある。アルゼンチンなどでの「地域通貨」運動、ブラジルをはじめとする「連帯経済」の構築、欧米と「南」の生産地を結ぶ「フェアトレード」運動、等々である。

だが、これらの運動・実践は、文字通りのオルタナティブ、すなわち多くの社会運動家が主張するように、弱肉強食の新自由主義的世界に代わり、これとは別の世界を創造するものなのであるか？ 一つの対抗イデオロギーとしての「価値」を認めるにやぶさかでないが、そのviabilityについては、ラテン・アメリカに限定しない広範な地域において、できる限り多くの実践活動を事実と現実に即して学術的に評価、再考する必要があるのではないのか？ オルタナティブ経済というよりも、資本主義市場経済と並存する「パラレル経済」あるいは「パラサイト経済」にしかすぎないと指摘する声もあるからこそなおさら、「もう一つの世界」の可能性と課題をきちんと議論すべきであろう。

ここ2～3年ほど、ラテン・アメリカ政経学会のパネル・ディスカッションでは新自由主義批判が展開されてきたが、独断と偏見という非難を恐れずに言えば、それに代わる世界や理念についての展望を学術的かつ建設的に議論してきたとは思えない。もちろん、新自由主義改革の不徹底に起

困る問題であるとする新自由主義擁護者と、問題は改革の帰結であるとする批判者のどちらが理論的かつ現実的に正しい認識なのかをさらに議論することも重要であろう。だが、これまでの議論の経過を見る限り、知的な生産に結びつく可能性は低いのではないのか？ あえてこれまでの議論をいったん「宙吊り」にしたうえで、問題の設定を変え、対象地域を広げるほうがより生産的な示唆を生み、一時停止した議論に新たな光を当てることになるのではないのか？ 「もう一つの世界は可能か？」と、あえて「手垢のついた」journalisticかつprovocativeな問いを發し、対象地域をアジアにまで広げてパネルを企画したゆえんである。

「もう一つの世界」を論ずるのに重要と思われる点は多々あるが、本パネルではとくに国家と市場と社会(市民社会、地域社会)の關係に焦点を当てたい。それは、これまでの対立軸が国家(計画)対市場という視点に囚われすぎたのではないかと個人的に反省しているからである。ポランニーは、「自己調整的市場はユートピアであった」、つまり同市場は社会から離床する傾向を示したが、完全に離床したことはなかったと主張している。また、多くの論者が指摘するように、「もう一つの世界」を構想するには、市場を社会に「埋め戻す」ことが重要と思われる。ただし、市場には市場の失敗が、政府には政府の失敗があるといわれるように、社会には社会の失敗、たとえば、伝統的共同体の弊害(因習、偏見、家父長制、閉鎖性、排他性など)、地域格差の問題(社会サービスを得るためにある協同体に参加する個人が、そのサービスに十分満足していなくとも、他に選択肢がなければ、不満も言えず、その協同体に留まらざるを得ないという状況が生まれる)があり、本来は国家が果たすべき責任(社会福祉など)を社会が肩代わりするため、国家の責任をあいまいにするという可能性も存する。したがって必要なのは、国家と市場と社会の役割分担を認めたくて、望ましい関係や調整様式を議論し、21世紀に求められる「共生」や「ガバナンス(協治、共治)」の可能性を素描することであろう。

発表要旨 1 :

鶴見和子氏の「内発的発展論」において見落とされているのが、表題の問いではないかと思う。例えば、水俣において現代文明の生み出した公害

病に打ちのめされ、有機農業に従事した人々が求めていたものとは、金銭に換算可能な「豊かさ」ではない。一方、費孝通に触発されて彼女が追った「蘇南モデル」の郷鎮企業とは、公有制を基本形態とはしながらも、明らかに近代経済学的意味での「豊かさ」を追求せんとした動機から、生まれたものである。それは、生態環境を犠牲にしてまで利潤を追求している点、現在そのほとんどが民営化(事実上の私営企業に近い)し、「蘇南モデルは結局温州モデルに吸収された」との指摘が相次いでいることから、うかがい知れる。動機を全く異にする二つの事例を、ともに「内発的」という概念でくくってしまうことに無理はないのか。あえてくくってしまった時、果たして「内発的」であることに、既存の発展モデルに対するオルタナティブとして、どの程度の意味が残るのか。

新自由主義経済のグローバルな展開の中、いわゆる「勝ち組」のグループAに比して、「負け組」グループBが「不公正」な状況に置かれている(少なくとも、「置かれている」とBの構成員が感じている)でしょう。その場合、「不公正」が生存権の侵害にまで及んでいない限り、その是正にあたって、少なくとも二種類の方向性が選択可能だ。第一が、Bの状況を、Aに匹敵する位置にまで引き上げようとする努力。成功すれば、Bの構成員は、一定の満足を感じるかも知れない。しかしマクロに考えれば、所詮「勝ち組」を増やしたにすぎず、ウォーラーステインが言うような意味での周縁には、相変わらず「負け組」C、D、E等が残ることになる。一方で、そもそも「不公正」を生み出した構造自体に背を向け、Aが享受するものとは別種類の「豊かさ」を追求するという努力もありうる。「もうひとつの世界」が可能であるとすれば、後者の努力が一定の成功を収め、しかもそれが、Aに対してまで、何らかの感化を及ぼした時であろう。つまり、「もうひとつの世界」を模索する努力とは、新たな制度の提案である前に、新たな価値観の提案でなければならない。

中国に、そのような可能性はあるか。国家レベルでは、2003年10月の第16期三中全会において正式に打ち出された、「科学発展観」が候補になる。「人間本位を貫き、オールラウンドで、調和のある、持続可能な発展観を打ち立て、経済、社会と人間の全面的発展を促進する」とうたわれた「科学発展観」は、胡錦濤政権における経済政策

の骨子となっている。背景には、国内地域間の経済格差、低賃金労働者に関わる人権問題、環境問題がある。しかし、共産党中央委員会会議で打ち出されている事実からもわかる通り、提唱の対象者は、あくまでも黨員(官僚)だ。人権問題や環境問題が放置されるのは、官僚の業績を経済成長率ではかるシステムに根本的原因があり(いわゆる「地方保護主義」の蔓延)、いわば政策の評価尺度を変えるための「新発展観」に過ぎない。

地方レベルでは、河南省南街村のような事例がある。公有制を堅持、富の配分においては、現金による支給を極力避け、配給と福祉の提供を、主要な配分形式とする。しかし所詮この「共産主義村」も、市場経済に咲いたあだ花に過ぎない。彼らが生産する加工食品の多くは、比較的富裕な都市部において消費されており、その消費を可能にする富を生み出したものは、とりもなおさず改革開放政策(市場経済化)だ。また、生産現場においては大量の出稼ぎ労働者が低賃金で雇用されており、いわば市場経済の矛盾そのものを、自ら内包してしまっている。

結局「もうひとつの世界」は、社会における単発的取り組みの中にしかあるまい。所詮金銭的「豊かさ」を求めんとし考案された制度は、その成功ないし規模的拡大につれ、いやおうなく市場経済に取り込まれてゆく。一方中国でも、例えば自発的に組織された市民団体が、「弱勢群体」との連携を深める事例が増えている。ここに、ひとつの可能性が見えないでもない。この場合、「もうひとつの世界」が現出するのは、この提携が「弱勢群体」の生活水準を向上させるからではない。むしろ、そのために無報酬で働ける市民の出現自体に、「もうひとつの世界」の可能性が宿ると考える。

発表要旨 2 :

いうまでもなくグローバル化の進展は、国家を相対化し、国境を越えた人、モノ、金等の交流を促進する。これは、新自由主義的な観点からは発展の好機と捉えられるが、他方では社会的弱者をグローバル化の荒波に直接さらしその脆弱性をより高め、ひいては地球社会全体の危機(グローバル危機)をもたらす恐れがある。国家の役割が相対化されるグローバル化時代においては、国家の限界を超えた、人々の生活のよりよいあり方、「も

う一つの発展」(alternative development)のあり方を模索する必要がある、人間安全保障(human security)が注目されている。人間安全保障は国境を越えた危機あるいは、国家が十分に機能せず国家では対処できない危機にたいし、安全を脅かされている人々を直接の対象として、人々を「恐怖と欠乏」から「保護とエンパワメント」を通じて解放することを目的とする。では、アジアにおいてはどのようにグローバル危機に対応していく事が可能であろうか。国家の役割が相対化される中で、人々は草の根レベルからどのように人間安全を守ろうとしているのであろうか。本報告では、アジアの文化である仏教にもとづくもう一つの発展、内発的発展について、タイ、カンボジア、インドの事例を検討したい。

第1に、タイにおいては、国家が推進した近代化政策が、皮肉にも人々の安全を脅した。タイの近代化においては国民の大部分を占める農業部門においては国際市場むけの商品作物を推進する一方、工業部門においては日本等からの投資を積極的に受け入れ、輸出志向工業化路線をとって来た。こうした近代化は都市部を中心とした急速な経済成長を実現した一方、農村部においては都市との経済格差が拡大し、輸出に依存した農業によって、その生活はかえって脆弱化、貧困化するという歪みをもたらした。本報告では、こうした近代化の歪みに対する東北タイのナン和尚ら開発僧やNGOによる草の根からの貧困削減や環境保護の物心両面における運動について検討する。

第2に、カンボジアにおいては、グローバルなパワーポリティクスにおいて翻弄された国家が、人々の安全を守れないばかりかむしろ不安全をもたらした。カンボジアは長年、東西冷戦の代理戦争のもとで恐怖と極度の貧困にあえいできた。とりわけポルポト派時代の大虐殺は多くの命を奪い、カンボジア社会を根底から破壊した。本報告では、戦争からの復興において草の根からの「恐怖と欠乏からの自由」をめざす、マハ・ゴサナンダ大僧正をはじめとする社会行動仏教者(Socially Engaged Buddhist)やNGOの役割について検討する。

第3に、インドはグローバル化の波によってIT産業を中心として急成長を続けている。だがその影で、社会的弱者とくに2000万人にもものぼる「不可触民」は極度の貧困にあえいでおり、この問題を放置する事はインドのみならず、グローバルな

危機を招くことになる。2050年の世界人口は約90億人にのぼると予想されるが、人口増加の大半は世界で最も貧しい地域であるサハラ以南アフリカで10億人、南アジアで20億人と予想される。問題はこうした人口増加は、主に社会的弱者層において生じること、そうして先進国や新興工業国で高齢化が進む中で、こうした層が世界の生産年齢人口において大きな部分を占めるということである。本報告では、インドにおいてもっとも困難な状況にある「不可触民」の解放をめざし、経済的、政治的側面のみならず、社会的文化的(カースト制)側面から取り組む、新仏教運動(Neo Buddhist Movement)について、その提唱者であるアンベードカル博士(初代法務大臣)の思想や、様々なNGOの実践について検討する。

発表要旨3：

経済自由化・開放は、ラテン・アメリカにおいて、経済の安定を実現し、輸入代替工業化政策によって歪められた資源配分をより効率的なものとしたが、経済成長率は低い水準にとどまり、他方で失業率が上昇し雇用のインフォーマル化が進んだ。新自由主義改革にともない、政府が労働者保護を削減し労使交渉への介入を放棄していることも、雇用を不安定化させ労働条件を引き下げた。失業、雇用のインフォーマル化もあって、貧困人口は絶対数で増加しているだけでなく、比率においても上昇した。所得分配は、国によって異なるが、悪化した国の方が多い。労働市場、貧困、分配におけるこうした変化については、それが改革の不足によるものとの新自由主義者の議論と、改革の帰結であるとの新自由主義者改革に反対する人々の議論がある。二つの議論の正否はともかく、雇用、労使関係の危機は、労働者、生活者に生存のための新たな戦略を必要とさせた。連帯経済(*economia solidária*)はその一つであった。こうした背景から、連帯経済は、雇用、労使関係の危機に対応する生存戦略という性格をもつが、連帯経済を推進する人々はそれに資本主義的な労使(労資)関係に代わる新たな労働形態、組織、つまりオルタナティブを見出している。ブラジルでは、雇用と所得の創造、そして社会的包摂の手段として連帯経済が現れ、それを支援する政策、行動が実行されている。連帯経済では、市場経済と異なり、営利よりも、自主、協働、公平などが重視さ

れる。連帯経済は、生産および消費の協同組合、生産者および商業者のアソシエーション、交換クラブ、労働者自主管理企業、共同ネットワークその他多様な形態をとり、協同による財の生産、連帯金融、交換、フェアトレード、消費との連帯などが実行されている。ルーラ政権は労働雇用省に連帯経済局を設立し、連帯経済の理論的指導者であるポール・シンジェルを当てた。大学、研究所など連帯経済を支援する組織が広がっている。ブラジルにおいても、連帯経済は失業、貧困、飢餓などの危機に対抗して生存戦略として現れたが、それを推進する人々、ルーラ政権もそれを開発のオルタナティブとして位置付けている。しかし、連帯経済は現状では、市場経済のなかで現れた一種の「島」に過ぎず、市場経済との整合性が求められている。資源の効率的な配分において今のところ、市場はわれわれが知りうる最も優れた装置である。連帯経済は市場原理を取り入れることを強制される。すなわち連帯経済が提供する財、サービスは競合する企業同等以上の価格、質をもつ必要がある。さらにそこで働く人々の労働条件もまた潜在的には競合企業以上のものである必要がある。そうでなければ連帯経済は持続的に存在しえない。もっとも、市場経済が万全でないこともまた事実である。連帯経済の叢生を促した失業、雇用のインフォーマル化はその証左の一つである。通貨危機、環境破壊もまたそうである。市場経済はそれと規制するルール、制度などを必要としていることは、ナイーブな市場主義者を除けば、多くが認めているが、必要としているのは市場原理とは本質的に異なるルール、制度かもしれない。連帯経済が市場経済のオルタナティブとして存在しうるかもしれない。だとすれば、まずは、誕生しつつある連帯経済を強化する必要がある。さらに、市場経済のなかに連帯経済の原理、すなわち自主、協働、公平などを埋め込む(*embed*)必要がある。

発表要旨4：

20世紀末以来、新自由主義主導のグローバリゼーションが加速し、世界各地でさまざまな社会経済的劣化をもたらしてきた。世界にさきがけて1970年代の早期から、くり返し新自由主義の実験室となってきたラテン・アメリカでは、この問題状況に対して2つの対応がはかられてきた。

その1つは、国家の経済・社会政策レベルで新自由主義の負の遺産を補整しようとする、「第3の道」(フォクスレイ)あるいは「社会自由主義」(ブレッセル・ペレイラ)の方向性である。いうまでもなくその代表格は、1990年以降のチリにおけるキリスト教民主党政権=社会党の連合政権と、1995年~2002年のブラジル・カルドゾ政権(また、おそらくは現ルーラ労働党政権)にほかならない。そこでは先行政権によって一度自由化された経済の制度的枠組みが大きくは継承された。しかしそれと同時に、選択的かつ機動的な再規制、民営化企業の民主的な制御、マクロ経済規律の維持(特にチリ)などのほか、最低賃金の引き上げや教育・保健衛生制度の改善といった社会改革にも適切に目配りする、進歩的な政策努力もたしかにみられた。兌換法体制崩壊後のアルゼンチンも、デフォルトをめぐる国際金融界との対立という偏差こそあれ、その他の点に関しては基本的にほぼ同様の政策姿勢をとってきているかにみえる。

とはいえ、世界的にみて著しく不平等な所得分配がなお十分には是正されていないという事実が端的に示すように、こうした国家レベルの政策対応にはいまだ大きな限界がある。不平等な所得・資産分配の下で各経済主体が仮に自己利益を最大化できたとしても、それは「低開発」型の悪しき均衡——フィゲロア(ペルー・カトリック大学)のいう「シグマ社会」——を再生産するだけである。より根本的な経済改革を進める必要があり、そのためには強者優位の権力構造を変革していくことが求められる。内外の政治資本を結集し、次に述べる社会運動とも連携して、進歩的なマクロ・ショックを誘発すること。これが「ポスト新自由主義」の課題の1つである。

新自由主義がもたらした問題状況への第2の対応は、貧困化または零落した人々が国家の扶助政策とは別に(または、少なくとも当初は独立に)みずから社会レベルで組織してきた、さまざまな生存維持戦略である。そのうち筆者が現地調査を行った事例としては、ペルーのコーヒー小規模農家協同組合(全国組織はJNC: Junta Nacional del Café)によるフェアトレードへの取り組み、アルゼンチンのキルメス市周辺を中心とする地域通貨運動(全国組織はRGT: Red Global del Trueque)、同じくアルゼンチンの連邦首都パレルモ地区における貧困・零落層の廃品回収業協同組合(CEIBO)

などがある。

JNCは、アメリカ・レーガン政権の反緩衝在庫政策を一因とする国際コーヒー協定の崩壊(1989年)と、フジモリ政権による新自由主義政策(および農業銀行の閉鎖など反農民組合政策)とに対する自己防衛策として、1993年に創設された。とりわけその傘下のクスコ近隣キジャバンバ地域協同組合(COCLA)は、イギリスのフェア・トレードNGOであるTWINの技術・資金協力を得て、1997年から100%有機栽培コーヒーを割高の適正価格で輸出し始めた。2003年現在、ペルーのコーヒー農家協同組合の輸出額の約22%がフェアトレード枠であり、その一部は「カフェ・ベロニカ」の商標でオルタ・トレード・ジャパン(ATJ)にも輸出されている。

一方、日本のメディアでも紹介されたRGTは、兌換法体制下の1995年頃からその崩壊直後の2002年前半にかけて大量失業問題が最も深刻化したとき、非公式の所得補助制度として機能した。その後ハイパー・インフレ等により2002年半ばから劇的な後退をよぎなくされたものの、2003年初め以降、以前に比べればなお小規模ではあるが復活し、再び市民の生活を支える補助手段となっている。CEIBOもまた兌換法体制下の1996年に設立された。非公式の廃品回収によって生存維持を図ろうとした貧困層(Cartonero)が、リサイクル業者による回収品買い叩きへの対抗手段としてみずからを協同組合に組織化し、今日までよくその使命を全うしている。JNCやRGTとは異なり、CEIBOは国家や自治体による公式の支援も受けている。

以上のような生存維持戦略は、今日やや理想主義的に「連帯経済」とも呼ばれる。しかし現状では「緊急避難経済」に近いし、そもそもマクロの進歩的な政治経済改革を抜きにしたまま、これらがそれ自体で新自由主義のレジームに代位しうるとは考えられない。また仮に将来のマクロ改革が奏功すれば、労働需要の量的増加や質的改善などにより、生存維持戦略のうちあるものは存在意義を低下させ、姿を消していくことにさえなるかもしれない。にもかかわらず、そこに息づいている素朴で力強い共生の精神は、たしかに継承すべき価値がある。

「ポスト新自由主義」社会は多様な「共生セクター」を含む「多元的経済社会」(内橋克人)であらねばならないとすれば、その芽とも解釈しうる

社会運動を、第1の課題とも密接に連携させながら積極的に育てていく必要がある。すでに存在しているのかもしれない「連帯経済」の自律は維持しながら、これを国家や自治体、そしてさらには日本も含む国際社会が適切に支援することにより、ラテン・アメリカの社会・市場・国家の関係をより望ましい姿へとつくり変えていくこと。これが「ポスト新自由主義」の第2の課題となる。

コメント：

私が本パネルで与えられた役目は討論者だが、専門であるイスラーム法の立場から「もう一つの世界」を考察したいと思う。ただはじめに、一応、討論者としての責務を果たすために各先生方の報告に言及したい。どの先生の報告も、一言でいって「いかに宗教的であったか」という観点からまとめられる。まず、田島先生は、中国の観点から、もう一つの世界像を開かれた多元的な共同体性として話され、同時に、共同体を閉鎖性ではなく、理念的かつ理性的なものとして捉えていたと思う。つまり、価値の確立や共同体性を重視する宗教の役割に言及されていた。野田先生は、ご自身の研究の端緒に「解放の神学」からの影響を話され、今や仏教を通じた開発思想および自助努力の道を模索しているということでした。社会制度や文化・宗教という社会関係資本の重要性に注目したものであった。小池先生は、ブラジルの連帯経済を話され、連帯経済の試みを市場や資本主義への代替物ではなく、むしろ、現状では市場経済の中に浮かぶ一つの島だと評された。その評価に見られるバランス感覚に、特にイスラーム的な宗教性を見た。佐野先生は、新自由主義がもたらした問題状況への対応策を話し、その中で、マクロな改革と同時に、ミクロな次元の生存維持戦略の行動原理に期待をかけているように窺えた。私には、その姿勢、つまり、どんな困難に立ち向かっても決して理念や希望を失わない、さらには絶望視しない視点に宗教的姿勢を感じた。以上から、イスラーム法や宗教を専門とする私には、各報告の中に、宗教的原理に共通・共鳴する価値・行動原理への言及、さらには、問題解決に当たり、その視点の宗教的姿勢を顕著に見出した次第である。

さて、私の専門であるイスラームから「もう一つの世界」を考えるため、イスラームを考える際の3つの視点について述べる。第1に、イスラーム

教は、今日、世界で約13億人もの人が信仰する、いわばメジャー宗教であること。さらに、推計では、20年後には、世界で3人に1人がイスラーム教徒になるとさえ言われている。ここから、少なくともイスラームに関する正しい知識が重要であるとする。ただし、その教えをどれだけの人を守っているかは別問題である。第2に、イスラーム教の聖典であるクルアーンにも示されている通り、イスラーム教は一神教の最終形態であるという点。ユダヤ教やキリスト教の教えをも包括し、さらに発展させたものであるとする立場である。第3に、イスラームの教えは、古くて新しい教えである。アッラーの啓示であるクルアーンは、時間・空間上で認識されない宇宙創世記に起源をもとめ、その視点はすべてを相対化するものである。他方、預言者のいなくなった現在、人間が「神の教え」をいかに体現するのかが問われているという意味において、新しい教えでもある。

本題に入る。イスラームにおける人権概念は、人間がただ人間であるというそれだけの理由だけで守られる権利だとされている。宗教のない人間は、弱くて、性急で、けちで、自分勝手に、議論好きで、独善的であり、不信心で、恩知らずな存在としている。イスラームでは、人間の弱さや不完全さを前提におき、人間一般に適用できる普遍性を持つ教えが特徴的である。さらに、人間の中身に関しても単純な心身二元論ではなく、身体と心に分けると同時に、さらに、心の側面を精神、理性、心、靈魂、秘奥などと細分化して捉えている。

さて、新自由主義にかわる「もう一つの世界」あるいは人間安全保障を考えるには、政策のみならず、先述した人間観を考える必要がある。イスラーム法が目指すものは、福利の実現である。イスラームでは、クルアーンに福利の実現が説かれ、個人の利益をいかに利他的なもの、あるいは公共的なものに役立てるか、という徳目がある。この福利の実現のために、経済的権利と義務が規定され、さらに喜捨という形で富の再分配も行われている。こうして、イスラームの経済思想は、資本主義でも社会主義でもない。

時間なのでまとめると、私が思うに、「もう一つの世界」は可能であるが、それを実現するには、米国であろうとイスラームであろうと、一方的な考えでは不可能である。過激で強引な手法で世界は変えられない。ネオリベリズム(新自由主義)

にせよ、連帯経済にせよ、グローバルとローカルの両方が変わらないといけないと思う。そして、人間が自ら変わらないかぎり、決して人々の運命は変えられないのではないのか。変わらなければいけないという問題意識はイスラーム世界にもある。だが、人間がなかなか変われないという認識も共有している。このことから、イスラーム世界が他の世界と連帯できる可能性も開かれていると考える。

第7回研究会 2004年12月4日(土)

会場：SFC 館第三会議室

研究発表：桑野真紀「チカーノ・スタディーズ」をめぐる論争：『ヨーロッパ中心主義』に抗して」

発表要旨：

アメリカ合衆国において1960年代とは、抑圧されてきた人びとが一斉に抗議の声を上げ、社会に大きな揺らぎが生じた激動の時代であった。アフリカ系アメリカ人による公民権運動、若者たちが一丸となって戦ったベトナム反戦運動、次から次へと巻き起こる国家体制への批判の渦こそが、「チカーノ」と呼ばれるメキシコ系アメリカ人たちの抵抗運動の土壌を形作った。60年代後半から70年代初頭にかけてカリフォルニア州を中心に全国で巻き起こったチカーノたちの運動は「チカーノ・ムーブメント」と呼ばれ、現在もチカーノたちのナショナリズムを喚起する「シンボル」として語り継がれている。

その「運動」の一環として多くの大学に設立されたのが「チカーノ・スタディーズ」という学科/プログラムである。この「チカーノ・スタディーズ」設立の目的は、「ヨーロッパ中心主義」的な既存の学問体系から脱却し、チカーノの視点から歴史を書き換え、伝えていくことであった。しかし大学という組織、そして学界のなかで、この政治性の強い「学問」はこれまで「学問」としては認められてこなかった。設立から30年、「チカーノ・スタディーズ」をめぐる論争の数々は、「学問とは何か」「ヨーロッパ中心主義とは何か」「中立性、客観性とは何か」という根本的な問いを突きつける。本発表では、「チカーノ・スタディーズ」が形成される過程からその後の論争やバッシングの流れを追うことで、その存在そのものがはらむ「矛盾」や「問題性」を考察する。そしてそれを考慮に入れた上で、「運動」と「学問」

との有機的な繋がり合いを求めた「学問」としても、評価していきたい。

研究発表2：安田涼「反捕鯨問題をめぐるグローバリズムとナショナリズム」

発表要旨：

本研究は、イデオロギーとしてのグローバリズムとナショナリズムがどのように相互補完的に形成されてゆくのかを、1980年代以降に湧き上がった反捕鯨問題を通して分析する。導き出されるのは、社会的アクター達の個別具体的な利害関係であったものが、互いの立場を再解釈する過程において対立的なイデオロギーと変質していった、という点である。

そもそも捕鯨に対しての反対はいくつかの個別的事情 例えば合衆国のニクソン政権による戦略的なアジェンダ・セッティング、あるいは単なる資源の枯渇の防止等 によってもたらされたものである。それが、国際的な政治的争点として成長していく過程において、捕鯨は普遍的な価値(ヒューマニズム、文明、動物愛護等)で語られる「反捕鯨問題」へと再編されていった。そのことは同時に、捕鯨や鯨食文化は特殊な価値であり、野蛮国の文化であるという反指定を可能とする。このメカニズムの中に、日本が捕鯨国の代表として表象されるにいたる構造的圧力が存在していたと考えられる。さらに、このように形成された反捕鯨運動における反捕鯨の普遍化・捕鯨の特殊化は、日本国内において捕鯨を固有の伝統的文化と規定することと表裏一体の関係にある。

また、このように両者が象徴的な関係を形成することによってこそ、様々な不整合が生じることも見出せるだろう。科学的言説はどちらの立場にとっても客観性を担保するものとなり、あるいは、例えば米国の先住民による捕鯨が容認される、などである。しかしこれらのような矛盾や非一貫性は、反捕鯨と捕鯨賛成両者の主張をゆるがせるどころか、さらに両者の共約不可能性を際立たせることとなる。

これらの点に、現代社会におけるグローバリズムとナショナリズムのひとつの典型的な構図を見出せるであろう。

第8回研究会 2005年1月15日(土)

研究発表1：市川顕「バルト海における環境問題に関するガバナンス ポーランドの視点から」

発表要旨：

本研究の目的は、マルチレベル・ガバナンスの有効性について、バルト海をめぐる多層的な環境問題に関する地域協力を、体制移行国であり2004年にEUに加盟したポーランドの視点から概観することで、欧州という政治空間におけるEU・国家・地域の関係を整理し、これら多層・多様なアクターのネットワーク化によるガバナンスのあり方を提示するものである。

ガバナンスという概念は、1990年代に入って注目を浴びてきた。本研究におけるガバナンスの定義は、「多様なパートナーシップおよび多様な利害の調整を通じて、諸問題の共同解決策を見出す機能」とする。この概念については、未だ相当の議論が行われているが、総じて政府の統治能力の低下、市民社会の諸アクターの力量の充実、超国家組織の伸張を背景として新たな統治の概念が求められていることを背景としている。

マルチレベル・ガバナンスという概念は、90年代以降の欧州におけるEU・国家・地域の諸アクターが、相互連携を深める状況を背景に登場した。特にEUの政策立案および決定に関して、国家の枠組の中で発展してきた政党や労働組合といった組織のみならず、環境保護団体や消費者団体のように地方を拠点したものやヨーロッパ全体のネットワークの中で発展してきた組織が、欧州委員会や欧州議会を通じて、国家の枠組を超えて、直接的あるいは間接的にEUの意思決定に関与する事例が増加している。

バルト海地域においては、冷戦体制化から現在に至るまで、ヘルシンキ委員会という環境問題についての国家間協力が存在する。しかし、1990年代以降、EUの東方拡大にともなって、多様かつ多層的な環境レジームが台頭してきた。このようなバルト海をめぐる環境問題に関する環境レジームの多層的なガバナンスが、EU加盟を目指してきたポーランドの環境政策にどのような影響を与えたのかを、検証する。

結論として、バルト海地域の環境ガバナンスは、EU加盟のための作業に忙殺された国家を補完するものとしてポーランドの地方自治体の能力開発を促していることを明らかにする。また、拡大EUの枠を超えて、知識・ノウハウ・経験の共有および伝播を促すことで、バルト海沿岸地域の不安定要因を緩和する役割の可能性を認めることが

できる。

研究発表2：鄭浩瀾「中国における村民選挙の実態 江西省の村落を事例として」

発表要旨：

20世紀のアジア地域においては、ナショナリズムの高揚を伴った近代国家の形成は一般的に見られる現象である。行政機関の拡大、教育の普及、農業生産の発展と工業化、公共設備の建設といった様々な面で、国家はその権力を地域社会に浸透させ、地域社会への行政統合を強化し、そして地域社会に大きな影響を与えている。

国家の独立と統一は中国共産党の最大の目標として掲げられ、この目標の達成のため、中国共産党は農村革命を通じて1949年に中華人民共和国を成立させた。その後、農村社会では土地改革、人民公社といった革命運動が引き続き展開されていた。こうした革命運動を経て、中国農村社会は大きく変容したといわれている。

しかし、上から推進されてきたナショナルな革命運動が地域社会に影響を及ぼすと同時に、また革命運動も地域社会の特性から影響を受けていると思われる。そうであるならば、中国社会の変容を見る際に、単なるナショナルな革命運動を考察するだけで把握できず、地域社会の持つ内在的な連続性がその変容の方向性を決定する要因となっているというローカルな視点が不可欠である。

以上の問題意識のもとに、筆者の博士論文は、1927年に共産党が初めて農村革命を推進していた井冈山革命根拠地の村落を事例として、1927年の農村革命から現在までの歴史を全面的に検討するものである。具体的には、1927年の農村革命から現在までの歴史のなかで、農村社会の権力構造は一体何が変わり、何が変わっていないのかを検証し、その上で権力構造のなかの変っていない部分が何故変わっていないのかを解明する。

本研究は博士論文の第六章の内容であり、1978年の改革・開放から現在までを考察時期として扱う。この25年の歴史のなかでは、農村社会の最も大きな変化は、人民公社の解体とそれに伴う「村民自治」制度の導入であり、そのなかで特に注目されているのが「村民自治」の中心的な部分といえる村民選挙の実施である。従って、本稿はローカルな視点から調査村落における村民選挙の実態およびその問題点を解明することを目的としている。

石陵行政村と相公廟行政村における「海選」の

実施過程から、「海選」が「鎮選挙指導小組」と「村選挙委員会」の指導の下で行われたため、鎮幹部および村民委員会の党書記が依然として大きな影響力を持っていることが分かる。

もちろん、鎮政府の意思は必ずしも実現されるわけではなかった。1999年の石陂行政村では、最初には陳平元が黨員大会で落選し、その後に鎮政府の幹部が想定していた陳富良が二回目の選挙のなかで落選したことはその表われである。しかし、注意すべきなのは、行政村レベルでは、村党支部が設置されているため、龍市鎮党委員会は、村党支部の人事異動を通じて村政治に影響することができることである。2003年の石陂村の「海選」の不正操作はまさに龍市鎮党委員会が陳富良を村書記と任命したことに起因している。

「候補者が自由に票を競い合い、しかも実際にすべての成人が投票する資格を有している公平で公正な定例の選挙によって、その最も有力な決定作成者集団が選出される政治システム」といったハンチントンの定義から見れば、調査村落の村民選挙は明らかに異質なものである。鎮政府の幹部は決定的な影響力を持っていることで、候補者の選出は単に選挙民が競り合うことによるものではなかったからである。

しかし、ここで仮に選挙過程のなかで不正操作がなく、村主任が完全に村民の大多数の投票で当選されたとすれば、その村主任が村民の利益を代表する人物となれるわけではない。その理由としては、まず、村民委員会の幹部は政府機関の指導者ではなく、政府機関の下部組織の役人であることが指摘できる。村主任候補者の資格内容からも明らかなように、政策執行ができるかどうかは第一の基準であり、このような基準のもとで選出された村主任が郷鎮政府の意思に従う人であったことは必然的な結果である。

第二の理由として指摘できるのは村落社会では利益団体が欠如していることである。利益団体の欠如は、まず行政村の最高権力組織となっている村民会議は実際には一つの団体となっておらず、そして何の機能も果たしていないことに表われる。「海選」の実施過程のなかで、調査村落の村民が一方的に「鎮選挙指導小組」と「村選挙委員会」の指導を受けていた。彼らは不満や意見がなかったわけではないが、そういう意見や不満が組織的に表出されることはなかった。

そして、単姓村の多い調査村落では、宗族意識が村民の投票行動に影響を与えるが、宗族そのものを一つの利益共同体として考えることはできない。調査村落では、村民の投票行動に対する宗族の影響は確かにあった。しかし村民の投票行動は実際には候補者の人柄、村民と候補者との関係、候補者の能力といった要素と複雑に絡んでおり、すべての村民は宗族意識のもとで投票したわけではなかった。また、選挙の実施過程の中では、宗族が組織的に行動することはなく、逆に宗族内部には競争があったことも石陂行政村の場合からうかがえる。

村民選挙の最大の問題は、鎮党委員会・政府による上から下へのコントロールではなく、利益団体が欠如する村落社会の構造にあると思われる。つまり、鎮政府の幹部が容易に選挙の過程を操作できるのは、村民の側にそれを受け入れる土壌があるからであって、鎮政府が一方的に「押し付ける」というだけでは理解できないと思われる。

このような村落社会においては、いかなる統治のあり方が理想的であろうか。そして民主への実現に向けていかなる改革が必要であろうか。これは今後の課題として考えたい。

フィールドワーク

中国江西省 2004年8月2日から9月16日

目的：村民選挙の実態調査、参加者：鄭メキシコ・ブラジル・アルゼンチン 2004年8月23日から9月17日

目的：メキシコ・チアパス州連帯経済についての現地調査、ブラジル連帯経済についての現地調査、アルゼンチン・ブエノスアイレスの市民運動の現地調査

参加者：山本(メキシコ、ブラジル、アルゼンチン)、小池(ブラジル)、佐野・廣田(アルゼンチン)

メキシコ 2005年2月3日から2月16日

目的：メキシコ・チアパス州コーヒー生産者協同組合についての現地調査

参加者：山本

(文責・山本純一)

「東南アジア地域における政治秩序研究(1年目)」

研究代表者

山本 信人 慶應義塾大学法学部教授

研究メンバー(50音順)

板谷 大世 広島市立大学国際学部助教授

梅垣 理郎 慶應義塾大学総合政策学部教授

金子 芳樹 独協大学外国語学部教授

高埜 健 熊本県立大学総合管理学部助教授

リン・ティースマイヤ 慶應義塾大学環境情報学部教授

野村 亨 慶應義塾大学総合政策学部教授

本プロジェクトは、東南アジア地域における政治秩序をめぐる言説と実態を再考する試みである。プロジェクトとしては、2004年度には2回のワークショップを開催し、集中的な議論をおこなった。しかし、活動記録ではワークショップの報告という形はとらない。共同研究者間では日常的に電子メールなどを媒介しての情報交換や議論もおこなっている。そこで、本活動記録では、本プロジェクトの概要を示したあと、2004年度における共同研究者各自の研究内容、成果、研究の方向性を記すことにする。なお、共同研究者の提示する研究テーマは初年度のものであり、初年度の成果を受けて研究2年目には若干変更が生じる場合もある。

2004年度に2回実施したワークショップは次のとおり。

第1回ワークショップ

日時：2004年10月9日(土)12時～17時

場所：慶應義塾大学東アジア研究所・第一共同研究室

出席者：板谷大世、金子芳樹、高埜健、リン・ティースマイヤ、山本信人

報告者：板谷大世、金子芳樹、高埜健、リン・ティースマイヤ、山本信人

第2回ワークショップ

日時：2005年1月29日(土)12時～17時

場所：慶應義塾大学東アジア研究所・第一共同研究室

出席者：板谷大世、梅垣理郎、高埜健、リン・ティースマイヤ、野村亨、山本信人

報告者：板谷大世、梅垣理郎、野村亨

(一) プロジェクトの概要

本プロジェクトの課題は、東南アジア地域における政治秩序のあり方、秩序原理について比較・歴史の観点から批判的に捉えなおすことにある。

20世紀後半の東南アジア地域の国内政治・国際関係をめぐる研究は、地域冷戦構造、地域協力、国民統合、開発体制、民主化など、いずれも国内あるいは国際レベルにおける政治秩序の存在を前提としている。では、東南アジアにおける近代的政治秩序がいかに形成され、変容してきたのか。政治秩序はどのような社会を構成したのか。本プロジェクトの作業仮説は、国内・域内の政治秩序はなんらかの秩序原理の出現と浸透によって構成されるというものである。

こうした問題設定の重要性は、従来の政治学の特徴を批判的に検討することで明らかになる。たとえば、比較政治学では「民主化」が主要な研究課題であり、そのもとで東南アジア諸国の「近代化」や「民主化」の度合いが測られてきた。ここでは、いかに民主主義を実現し、安定化させるかという問題が立てられた。そのために、民主主義を可能にする条件が模索された。民主化が不十分な政治的共同体の場合、「条件」の欠如が存在するとされた。同時に、政治体制が理想的民主主義からの距離によって測られるようになった。

しかし、民主主義体制が普遍的に実現されているかという問いがある。そうではない現実があるために、非民主主義体制を民主主義体制の理念からの乖離とみなすことに政治学的な意義を見出すことは難しい。むしろ民主化するにせよ非民主化するにせよ、特定の政治体制がなぜ出現するかという問題のほうが政治学的には重要である。「望ましい」政治体制(=民主主義体制)という尺度ではなく、なぜ特定の政治秩序が政治的共同体のなかに形成・崩壊するのか。民主化論が「移行」、「定着」、グレーゾーンなどを問題にするのは、観察対象の政治秩序が変動しているからではないか。このように整理すると、政治体制の選択は政治秩序の在り方をめぐるものであるという局面が見えてくる。

では、東南アジア地域における国内および地域国際関係の秩序あるいは秩序原理はなにか。このように問題設定をしてみると、独立、冷戦、開発、民主化、自治などが20世紀後半の東南アジアにおける政治秩序原理であったといえる。たとえば、

仮説的な時期区分としては、植民地期は「秩序の構築と安定・開発」、1940年代から1950年代は「ナショナリズム(国内統合と反植民地主義)」、1960年代から1980年代は「開発」、1990年代から2000年代は「秩序の模索」となる。それらを成り立たせている原理と行動・意識・実態の解明が、本プロジェクトの研究課題に含まれる。

以上のように、本プロジェクトは、秩序の構成・形成・変容を検討することで、従来型の政治学を批判的に捉えなおし、地域研究に立脚した比較・国際政治の新しい視点を構築する試みである。この作業によって、東南アジア政治史の領域を確立したい。本プロジェクトの特徴としては、政治秩序再編の動向に関する実証的研究、政治的言説の構成に関する批判的検討、政治史研究の再評価があげられる。

本プロジェクトは2年計画とする。初年度は従来の東南アジア政治(学)をめぐる言説・視点・理論の批判的整理をおこなうことに主眼を置く。それを発展させる形で、第2年度には、東南アジア地域の政治秩序のあり方・原理について、比較・歴史的な観点をいながら具体的な事象の設定と分析的記述をおこなう。研究期間を通じて、必要に応じて、現地調査を実施する。本プロジェクトの成果は、3年度目に東アジア研究所叢書として公刊予定である。

(二) 共同研究者の研究内容・成果・方向性

高埜健(熊本県立大学)

「東南アジア地域主義の対話空間」

東南アジアにおける地域協力・地域主義に関する高埜報告の主旨は、「地域協力研究から地域の全体像が見える」というものである。その要点は以下の三点である。

第一は、地域協力・地域主義に関する研究は、東南アジア研究のなかで長らく各国外交政策研究の一部として扱われるに過ぎないという傾向があったが、むしろ地域協力の動きを観察することによって域内各国の政治・経済・社会の全般にわたる理解が可能であり、理解のための新たな視点が得られるということである。たとえば、実現性に乏しいとして顧みられることの少なかった1970年代から80年代にかけての東南アジア諸国連合(ASEAN)の経済協力は、逆の見方をすれば、域内各国の経済発展状況が、いかに地域協力を行な

うのに不十分であったかを理解し説明するための格好の材料となる。

第二は、「東南アジア」という地域概念さらには「地域主義」の創出、展開、定着、変遷、果ては発展的解消(は未だ定かでないが)を、政策論的な立場からのみならず認識論の問題として理解するためにも、地域協力研究は有用だということである。予見しうる将来、「東南アジア」は、「東アジア」のなかに埋没してしまうのか、あるいは、「アジア太平洋」のなかにあっては未だそうあり続けているように、中核的な地域概念として命脈を保ち続けることができるのか。

そして第三は、そうした地域協力と地域のありようとの関係は、「主体」=域内各国(政治指導者・政策担当者・国民・非国民)と「構造」=地域(あるいはそのように認識されうる地理的範囲および人びと・社会)との相互作用のなかで創られ、発展し、定着し、あるいは変わり、あるいは消えてゆく(かもしれない)という研究アプローチをとってゆくということである。

初年度の研究報告は仮説を提示する段階に留まったので、2年目以降の研究課題として、域内における広義の安全保障に関わる具体的な問題を取り上げ、上に述べたような仮説を検証する方向で論文を作成してゆく意向である。

板谷大世(広島市立大学)

「シンガポールの政治秩序と憲法の役割」

2004年10月9日の研究報告では、同年9月にシンガポールで行なった現地調査で収集した資料を基に、調査結果と研究の方針を中心に報告を行なった。報告タイトルは、「シンガポールの政治と憲法 改正手続きを中心に」であった。

シンガポールの政治秩序の観察には憲法に注目することが大切であるという旨の報告をした。なぜならば、シンガポールの政治秩序が大きく変化する際には、憲法典も大きく変化しているからである。

例えば、シンガポールの政治秩序の変化は以下の三つの時期に分けて観察できる。第一に独立以前の時期(1819 - 1954年)、第二に、独立移行期(1954 - 1965年)、第三に独立以後(1965年 - 現在)の時期である。第一の時期において政治秩序を維持したのは宗主国の植民地政府であり、立憲国家という概念はなかった、第二の時期においては、

一般的にレンデル憲法(Rendel Constitution)と呼ばれる憲法によって、総選挙が行なわれることとなり、同国において立憲国家という概念が持ち込まれることになった。第三の時期においては現行憲法が定める枠組みの中で、国民によって政治秩序が維持されている。さらに、独立後の時期においても同国憲法が大きくその性格を変化させた時(後述)に、同国の政治状況は大きく変化している。それらは、政権党による国会独占期(1965 - 1980年)と、同党国会独占期以後(1981年 - 現在)である。

本報告では以上の問題意識を説明した上で、単一国家として独立したシンガポールの憲法の制定過程と、憲法の性格の大きな変化の二点について重点的に報告を行なった。前者に関しては、シンガポールは1965年の独立時には憲法典を用意しておらず、翌年になって逡巡的に整備したいきさつと、憲法改正を他の法案と同じく過半数の賛成で可能とする軟性憲法から三分の二の賛成を必要とする硬性憲法へと変更したいきさつなどを中心に報告した。

参加者からは、憲法よりも他の法律、例えば国内治安法(Internal Security Act, ISA)などにもっと注目すべきだといった意見や、シンガポール社会の変化についての言及を更に取り込むべきだといった意見、権力者の統治観を憲法からどのように読み取るのか、などといった意見を頂いた。

第2回ワークショップでは「シンガポールの政治秩序と憲法の役割」と題する報告を行なった。前回の報告ではシンガポール憲法のアウトラインを説明することに重点をおいたが、今回はより憲法の内容に踏み込んだ報告とした。具体的には次の通り。

シンガポールの1965年の独立は政治日程として予定されていたものではなく、独立数日前にラーマン元首相とリー・クアンユー元首相との間で極秘の内に決定されたものであった。そのため独立後のシンガポールには、シンガポールとはいったいどういう国を目指すのか、同国における政治秩序はいかにして維持されるべきなのか、といった問いの答えを憲法に盛り込むことが求められた。その際にシンガポール国会および政府が取った手法は、こうした憲法上大切な問題は、国会での討論に先立って、国会が特別委員会に諮問しその答申内容を基に国会で議論するというものであった。また、憲法典において重要な変更が行なわれ

た際には、条文の大幅な変更がともなった。そこで、独立後の憲法改正において特別委員会が招集されたり、憲法典の大幅な変更があった時期を調べ、その時期にはシンガポールの政治秩序の維持方法に変化が見られるということを報告した。

本中間報告に対しては、憲法が誰によって、どういう意図で作成され、どのように使われているのかに注目すべきだといった意見や、憲法にシンガポールの民主化要因を見いだすのではなく、シンガポールの政治秩序に憲法が果たす役割に注目すべきであるという意見も頂いた。今後の課題としては、現地調査で持ち帰った資料の読み込を進める一方で、研究方向を次のように修正することが挙げられる。具体的には、シンガポールの政治秩序維持システムを憲法の中に見いだすという考え方から、政治秩序維持に憲法がどのように利用されたのか、またはどのように貢献したのかといった点を明らかにするような考え方へと軌道修正することにする。

梅垣理郎(慶應義塾大学)

「Agent Orange: Research on Social Costs」

背景:

近年、従来型の「開発政策」やその評価方法に関する研究に対して、二つの面でイノベーションが起きている。

第一に、1997年夏のアジア金融危機以降、「開発至上主義」にたいする深い反省の一環として、いわゆるワシントンコンセンサス型の開発論への反発として、「収入」向上への過度の注目を再考しようとする動きが現れた。「開発途上」とされる社会において、一人当たり所得の向上にもかかわらず人々の生活が脅かされる事例 - 森林伐採による農業生産や食糧採取の縮小、移動労働による農村共同体の崩壊など - が観察される。こうした問題の原因を理解し、対策を作るためには、「市場」外で調達される様々な生活財・サービスの創出ないし配分を分析する必要がある。

二点目は、分析方法と視野に関するものである。従来型の開発論では、公文書・統計など国家単位で集積されたデータを中心に、一人当たり所得や平均余命といった計量的に計測可能な開発政策の「効果」を分析してきた。しかし、たとえば同じ世帯所得と同じ家族人数を持っていても、耕作可能な土地面積や農業に従事できる若者の数が異な

ったり、病気の家族を抱えていたりするなど、開発の「効果」が最終的に表れるべき家族や個人には様々な生活の問題や格差が表れる。このため、政策の「効果」を、共同体や家族、個人のレベルで観察、分析することで、開発政策の新たな評価が可能になる。

研究目的：

以上のことを踏まえ、本研究では従来型の統計ないしテキストデータの再評価と「開発」の課題の再定義を行うことを目標にする。具体的には、東南アジアの農村地域におけるパブリック・ヘルス問題を取り扱い、開発政策が農村地域の生活に与えた影響を分析する。この目的のため、タイ北部および東北部、ヴェトナム中部および北部において、エイズなどの高度感染症の影響下の地域、アグリビジネスの浸透下における地域、エイジェント・オレンジなど枯葉剤の影響下の地域の生活調査を行う。

今年度の調査：

今年度は、12月19日～25日にわたり、ヴェトナム・ビンディン省クイニョンにて枯葉剤問題が現代に至るまで家族や個人の生活に与えてきた影響を調査してきた。この調査に当たっては、ハノイ医科大学と協力してクイニョン地域のおよそ10家族に対し、家族構成、生計や枯葉剤の影響などを中心として聞き取りを行った。この成果は、東アジア研究所のワークショップ(平成17年1月)において報告した。

金子芳樹(獨協大学)

「マレーシアの開発体制と司法 『司法の独立』の崩壊と再編」

問題意識：

本研究は、三権分立、特に司法府と行政府との関係に焦点をあてながら、東南アジアの政治秩序について考察するものである。同地域の開発体制の分析において、行政府と立法府との関係に着目し、前者の後者に対する優位性もしくは支配を同体制の特徴として描いた研究は数多い。一方、司法府と行政府との関係に関しては、やはり前者の後者への従属性が想定されながらも、具体的かつ詳細にその関係を捉えた研究は少ない。

しかし、三権分立を中核とする西欧的民主主義制度に代わって開発体制が登場し、また1990年代以降の「民主化」過程の中で三権分立の制度的復

活が重要視される状況を踏まえると、行政と立法との関係のみならず、行政と司法との関係または司法の独立性についても十分な検討が必要であると考えられる。

本研究では、元来、司法の独立性が高かったマレーシアを取り上げ、同国の司法府・法曹界が開発体制下(マハティール体制下)でいかに政権への従属性を強めていったかを分析するとともに、ポスト・マハティール期において司法再編がいかに進展しつつあるかを考察する。分析の手順については、以下に示す通りである。

構成：

1. マレーシアにおける法治の伝統と司法の独立性
 - (1) 植民統治・独立・国民統合(民族対立)過程と法治のあり方
 - (2) 司法府/法曹界の高い政治的独立性とその背景
2. マハティール体制下の司法 対立から従属へ
 - (1) 開発主義に対する抵抗勢力としての司法府/法曹界(1980年代)
 - (2) マハティールの「法治」意識と対司法観
 - (3) マハティール政権による司法攻撃：
最高裁判事罷免事件(1988年)のインパクト
 - (4) 司法の政治的従属：アンワル裁判(1998年～2004年)における政権寄り判決
3. 司法府/法曹界の政治化と秩序変化
 - (1) 構造変化：教育とリクルート：
留学組・国内教育組比率、エスニック構成比率の変化
 - (2) 司法(法曹界)の政治化：
政治的二分化、政権による人事介入、政党政治との相関
 - (3) 司法権の法的規制：一体化した行政・立法による「司法なき法治」化
 - (4) 司法の社会的影響力の変化
4. ポスト・マハティール期における司法再編(2003年以降)
アンワル無罪判決(2004年9月)とその背景を中心に

調査・分析上のポイント：

政権交代によって開示が進む傾向にあるマハティール政権期の資料を広範に収集し、分析するとともに、詳細な現状分析を通してポスト・マハティール期における変化と継続を見極める。

ティースマイヤ・リン(慶應義塾大学)

「大陸部東南アジアの土地なしとその人間安全保障への脅威」

研究目的：

本研究の目的は、アジアの人口の過半数を占める農村部を中心に、貧困、食料不安全の基礎を成す土地へのアクセスや土地なしの様々な原因を明らかにすることである。

近代法制と経済開発政策の進展の中で、土地へのアクセスを失った人々は、食料、健康、生計などさまざまな面で生活を脅かされている。この現状を中心的にタイ北部・チェンマイ近郊農村での現地調査や文献調査から制度的に明らかにすることで、他の東南アジア地域開発や、東南アジアの人間安全保障に関する重要な分析例と視点を提供する。

研究概要：

大陸部東南アジアで人口の60～80%を占める農業従事者たちは、昔から土地のみに依存し、近年は販売目的の農業も加えて生計を立ててきた。だが、民主化を進める意図で実施された土地法や分権法により逆に土地へのアクセスがより困難となった。例えば、土地法が可能にした土地開発に伴う森林伐採や開墾促進などで、土地へのアクセス権が失われたり、土地が悪化したりしたために住民の貧困に拍車をかけることになった。

本研究では、以上の問題点と土地改革法及び経済開発政策という二つの要因との関わりを重点的に、土地制度の変遷による国民の安全保障への脅威の分析を進める。また、公開する成果としては、画像・映像の記録をアーカイブ化し、現地インフォーマントや研究者と共有することを最終目標とする。

今年度の成果：

制度の変遷については、東南アジアにおける土地の慣習法と近代法に関するタイ語、英語での文献調査を進め、この成果は平成16年10月に東アジア研究所において発表した。主にベトナム独立後の様々な土地法や分権法、ならびにタイの戦前から現代に至る土地改革法や分権法の中での農民の位置づけを明確にした。

また、土地のない状態によってもたらされる生活への脅威を浮き彫りにする目的で、タイ北部・チェンマイ近郊農村部(サンバトン郡、サンカンペーン郡、メー・リム郡)、そしてランブーン県、ラ

ンバン県で2回のフィールドワーク(16年10月、17年2月下旬～3月上旬)を行い、またタイ政府や国立大学の専門家と議論をした。

調査地では、土地を喪失した一つの「理由」は、1・2世代前から分割相続によって土地が縮小し、生活が困難になったことだと言われている。しかし、その時代にも現在にも慣習法による利用できる土地がまだ十分あるという現状がある。より深い理由として、戦後の土地法によって、開発計画によるアグリビジネス、輸出志向経済向きの多国籍工業団地、そして外貨を獲得するためのリゾート地開発が可能になり、村落近辺にある土地が占有されたことが挙げられる。

全体としては、近代的生活に伴う現金支出を賄うための土地を担保にした借金も増え、そして以上の経済開発に伴う地域開発が進んだために根本的な人間安全保障を支える土地が入手できなくなった。土地のない大家族が地主の下で日雇い労働をするが、このような関係の中では、生活についてさえ雇い主に従うしかないことで、個人の自由選択肢も、地域内の政治的な選択肢もなくなる。

このような社会的で政治的な問題が繰り返されないように今後の土地や人間安全保障政策へのインパクトがある研究を進めたいと思う。

野村亨(慶應義塾大学)

「中国に関する『政治言説』批判 台湾に関する事実歪曲を中心として」

はじめに：

学会、一般社会を問わず一般に認められている考え方によれば、歴史学ないし歴史研究の目的とは、過去の再現にある。したがって個々の歴史的事件に対する解釈はそれを受け止める各個人にある。ところがマルクシズムおよびその延長線上にあるマルクス・レーニン主義(その亜流の各思想をも含む)は、個々の歴史的事件に対する善悪の判断を積極的に行い、あまつさえ、その判断を各党員の自由に任せず、これを共産党中央の判断に任せることをひとつの特徴とする。現在の北朝鮮や中華人民共和国(以下中国と略称)がそのような思想体系を根本とする社会政治体制であることはいうまでもない。またそのことが両国の外交に大きな影響を与えている。また中国政府の指導部がしばしば発する一連の言説に意図的な事実の歪曲が見られるのもそこに起因すると思われる。以下

では最近中国政府が行っている事実を歪曲した言説のうち台湾問題に関する言説を取り上げて、その要因を分析してみたい。

歴史的経過：

中国政府は一貫して「台湾は中国の一部である」と主張しており、さらに2005年3月には全国人民代表大会において「反国家分裂法」なる法律を制定して、台湾への武力侵攻に対する法的根拠を与えようとしている。これに対して当事者である台湾はもとより日米を初めとする国際社会にも懸念が広がっている。では台湾は本当に中国の一部か、について検討してみたい。

台湾は本来オーストロネシア系の原住民が住む土地であった。一応対岸にある中国大陆に統一王朝が出来ると多少その影響は及んだが、その程度は琉球、日本、朝鮮などに対する文化的影響ないしは経済交流に止まるものであった。事実、17世紀にオランダが一時台南を統治し、その後1644年に滅亡した明朝の王族を擁して福建方面の沿岸地方に勢力を持っていた海賊鄭芝竜、成功父子がオランダ勢力を駆逐して台湾に拠って反清運動をする時まで、中国大陆の中央政府には台湾が中華世界の一部であるという自覚はほとんどなかった。その後、鄭氏政権が滅亡した後次第に対岸の福建省の人々が開拓民として移住したが、清朝政府は公式には長らく住民の台湾渡航を禁止していた。このようにして移住してきた福建系の漢人を福佬人（ホーローラン）と呼んだ。また彼らとの交流を通じて中国文化を吸収し、あるいは混血した原住民を平埔族、それに対して漢文化の影響を受けないで従来ので生活習慣を守っている山地民を高砂族・高山族と称した。ちなみに日清戦争後領台した日本政府、台湾総督府は前者を「熟蕃」、後者を「生蕃」と呼んだ。

その後19世紀後半になると清朝政府は劉銘傳など有能な官僚を派遣して台湾の開発にも意を注ぐようになったが、依然として中央政府は台湾を「化外の地」と見ていた。しかし日清戦争(1894年 - 95年)に敗北した清朝は下関条約(1895年)で台湾を日本に割譲し、以後台湾は日本領となった。1895年 - 1945年の間、台湾の住民は日本国民であった。したがってこの時期に台湾以外へ出た台湾人を「華僑」と称するのは適当ではない。

戦後の状況：

1945年、第二次世界大戦の終了後、台湾は日本

から「中華民国」へ引き渡され、蒋介石の率いる国民政府軍が台湾に進駐した。しかし「祖国復帰」を喜んだ台湾住民はまもなく国民政府の腐敗墮落に直面して大きな落胆を味わった。そのような状況下、1947年に2.28事件が発生し「本省人」と「外省人」との軋轢はさらに高まった。

1949年、国民政府は国共内戦に敗退し、中国大陆では共産党支配が始まった。一方国民政府は台北を「臨時首都」として「大陸反抗」を唱え続けた。つまり10%の外省人が90%の本省人を支配する戦後台湾の支配体制がここに出来上がったのである。国民党政府は経済の面では十大建設など確かに貢献もしたことは否めない。しかしながら台湾国内に対しては「白色テロ」で徹底的に国内の不満分子、なかんずく台湾独立を志向する勢力を弾圧した。

1972年、国民党政府が代表する「中華民国」は国連から除名され、代わって中華人民共和国政府が中国を代表する政府であると認定された。その後台湾は経済面では大いに発展したが、政治的には孤立を深めて行った。

蔣経国総統死去後の1988年、本省人の李登輝氏が総統の地位を継承し、蒋介石・経国父子の独裁が終了して、以後台湾の民主化が始まった。次いで1999年、初の民主的選挙で陳水扁氏が総統となった。しかしながら中国共産党政府は依然「台湾は中国の一部である」と主張して台湾に対して圧力をかけつづけている。

結論：

以上の歴史的な経過を見ると、台湾が中国大陆の政権と一体であったのは19世紀末の日清戦争以前の一時期と1945 - 49年の間のみに過ぎない。また、大多数の本省人にとって「中国人意識」は本来ない。台湾の現在の若い世代が持っている「中国人意識」は国民党の教育によって植えつけられた擬制的なものに過ぎない。それどころか、戦後大陸から渡来した外省人の若い世代にすら台湾を祖国と考え、中国大陆を「よその国」と考える人々が最近増えていることは注目すべき現象である。これは1990年代以降、急速に台湾化が進行した結果であると思われる。以上の事実を踏まえて、以下の結論が導き出される。

1. 中華人民共和国政府が反国家分裂法を制定して、台湾住民の意思を尊重せず、一方的にいわゆる「ひとつの中国」「台湾統一」

を主張する言説は歴史事実の歪曲である。

2. 台湾の将来の地位は国連監視の下で行われる自由な住民投票で決定されるべきである。
3. 日本や中国を含め、外国にいる台湾人は「台湾人」ないしは「台僑」と呼ぶべきであり、彼らを「華僑」と称するのは誤りである。
4. 日本政府発行が在日台湾人に対して発行する「外国人登録証」の国籍欄に「中国」と記載されているのは事実の歪曲であり、正しく「台湾」と記載すべきである。

山本信人(慶應義塾大学)

「ボソ県政治秩序の再編過程 - 20世紀末から現在進行形」

研究目的:

(1)インドネシア中スラウェシ州ボソ県における政治秩序の変容過程の研究,(2)19世紀初頭と20世紀末の比較研究

研究概要:

1998年12月から数次数年にわたって勃発したボソ県における「宗教」暴動によって、住民はイスラーム教とキリスト教という宗教的アイデンティティを認識し、暴動は地域を分断したかにみえた。しかし、宗教的アイデンティティの強さは2004年の県議会選挙では明示化されることはなかった。むしろ選挙へ向けての政治過程で注目すべきは、ボソ県がモロワリ県、トジョ＝ウナ・ウナ県と三分割された政治的な現実である。しかもこうした地域のまとまりは、19世紀末のオランダによる植民地化の過程で構成されたものを踏襲したものである。本研究では、住民の宗教および地域社会的アイデンティティと政治エリート主導による行政区分と政治的枠組みの再編成との関係性を考察する。

海外調査:

今年度は2004年7月26日から8月20日まで、インドネシアの中スラウェシ州ボソ市とパル市および東ジャワ州スラバヤ市での現地調査を実施した。シンガポールでは、国立シンガポール大学(NUS)図書館での資料収集およびアジア・リサーチ研究所(ARI)や東南アジア研究所(ISEAS)の研究者と議論を重ねた。

目的と内容:

今回の調査の目的は、インドネシア・中スラウェシ州ボソ県における政治秩序および東南アジア

地域政治秩序に関する資料収集ならびにインタビュー調査であった。

インドネシア・中スラウェシ州での調査は、ボソ県政治の変容・特殊性とそれの中スラウェシ州政治への影響を目的とした。ボソ県は1998年以来4年にわたり数度の暴動(「宗教」紛争)を経験しただけではなく、2001年以降ボソ県から二つの県が独立したという稀有な状況のなかにある。今回の調査では、(1)2004年総選挙(国会、州議会、県議会議員の選挙)のデータ収集(選挙委員会)、(2)政党関係者・ジャーナリスト・NGOへのインタビュー、(3)ボソ「難民」(於パル市、キリスト教徒・イスラーム教徒)へのインタビューをおこなった。また、東ジャワ州スラバヤでは、9月20日に迫ったインドネシア大統領選挙に関連して、ジャーナリストおよびNGOへのインタビューをおこなった。

今回の調査からの知見はつぎのとおり。2004年選挙の結果、インドネシア国会・州議会・県議会のなかでは異例なのだが、ボソ県議会ではキリスト教政党(PDS)が第一党になった。これは、ボソ暴動後の政治的帰結として展開したボソ県の政治構造変動を反映したものであることが明確になった。

シンガポールでは、シンガポール国立大学図書館での資料収集の傍ら、シンガポール国立大学アジア・リサーチ研究所および東南アジア研究所でのセミナーとワークショップへの参加をとおり、各国からの研究者との議論および意見交換に時間を費やした。8月11日から19日までのあいだに、2つのワークショップおよび3つのセミナーに参加した。東南アジア地域ないし諸国における宗教(イスラーム、上座仏教)およびアイデンティティといった、政治文化あるいは文化政治への関心の高まりをうかがい知ることができた。政治文化(文化政治と政治秩序との関係性を考えるうえで、有意義なセミナー・ワークショップ参加であった。

口頭報告・論文:

上記の海外調査の際に入手したデータとインタビューをもとに、2004年4月5日に実施された県議会選挙の分析をおこなった。2004年ボソ県議会選挙の試論的分析は第1回ワークショップで報告した。報告の要点は、(1)スハルト体制崩壊後のボソにおける政治秩序の再編過程の描写、(2)「宗教」紛争から2004年県議会選挙への政治過程(「宗教から政治へ」)。この報告は後に研究論文「中スラ

ウエシ州ボソ県政治の構造的特性 - 「宗教」暴動・造られた制度・2004年県議会選挙」としてまとめ、それはアジア政経学会誌『アジア研究』第51巻第2号(2005年)に掲載予定である。

来年度の課題：

来年度は、オランダ植民地化の過程で創造され、実体化していった「ボソ」とその秩序を丁寧に分析する。その際に使用する資料は19世紀末から20世紀初頭にかけてオランダ人官僚が記した調査報告書である。また、20世紀のスラウェシにおけるボソの政治行政的位置の変容過程を位置づける作業をおこなう。(文責・山本信人)

国際会議 -----

日時 2004年9月4日(土)~5日(日)

場所 慶應義塾大学三田キャンパス
北館4階会議室

演題 国際会議「日韓安保対話『同盟再編と北東アジア』」

共催 高麗大学一民国際関係研究院

後援 韓国国際交流財団

在日、在韓米軍の再編・再配置問題、北朝鮮の核問題など、北東アジアの安全保障問題に極めて重要な展開が見られるなかで、利害関係国である日韓両国の対話と協力を促進し、北東アジアの平和構築の方途をともに考察する目的の下、日韓の最高水準の専門家および有識者による国際会議を開催した。会議は3つのセッションと1つの特別講演とで構成され、セッション毎に決められたテーマの基に事前に提出された討議用ペーパーを使って問題提議がなされ、それに対して盛況な議論が展開された。

日時 2004年10月27日(水)~28日(木)

場所 東館6階G-SEC Lab

演題 第3回日韓新世紀フォーラム「東アジア共同体構築へ向けて：日韓協力の可能性」

参加校(日本側)慶應義塾大学・早稲田大学、(韓国側)延世大学、高麗大学

後援 アジア研究基金

慶應義塾大学、早稲田大学、延世大学、高麗大学という日本と韓国の4大学の関係強化を目的とした交流フォーラムが開催された。これは早稲田大学、延世大学での開催に続き第3回目を慶應義塾が主催したものである。今回のフォーラムのテーマは「東アジア共同体構築へ向けて：日韓協力の可能性」。安西祐一郎塾長の開会の挨拶、中曽根康弘元内閣総理大臣の基調講演の後、田中俊郎常任理事(当時)の司会のもと、第1セッション「四大学の国際交流・日韓学術協力の現状と可能性」として4大学の学長により活発な論議が交わされた。午後の第2セッションでは「外交安全保障協力」、第3セッションでは「経済文化協力」を4大学の教員がパネリストとなってそれぞれ東アジア共同体との関連で討論を行った。フォーラム会場には教員、学生をはじめ、外部からも多くの専門家の参加があり、極めて盛大な会となった。

日時 2005年1月15日(土)13:00~18:00
場所 慶應義塾大学三田キャンパス
東館6階G-SEC Lab
演題 国際シンポジウム「日中関係の再構築へ
向けて 課題と提言」
後援 高橋産業経済研究財団

日中両国の最高の論客を揃えて今後の方向性について議論した。基調報告には日本側から藪中三十二外務審議官、中国側から王毅駐日中国大使にお願いし、また、パネリストには日中両国を代表する研究者6名を招聘して夫々日中問題についての現状認識と問題点、そして将来に向けての提言を述べていただいた。6名のパネリストは、中国側3名〔陸忠偉(中国現代国際関係研究院院長)、王逸舟(中国社会科学院世界経済・政治研究所副所長・教授)、李培林(中国社会科学院社会学研究所副所長・教授)〕、日本側3名〔伊藤元重(東京大学大学院経済学研究科教授)、小島朋之(慶應義塾大学総合政策学部長・教授)、高原明生(立教大学教授)〕。司会は添谷芳秀東アジア研究所副所長・法学部教授が担当した。フロアには研究者、院生、ジャーナリスト等、約200名の参加者が集い、パネリストからの提言のみならず、参加者を巻き込んだフロアディスカッションも大盛況かつ大好評であった。その内容は『論座』2005年5月号に掲載されている。

日時 2005年5月23日(月)~26日(木)
場所 慶應義塾大学三田キャンパス
北館4階会議室
演題 国際学会「“World War Zero”:
Reappraising the War of 1904-5」
後援 国際交流基金、読売新聞社、東京財団、
日本航空、リーマン・ブラザーズ、高橋
産業経済研究財団

2000年に行われた全米スラブ学会において日露戦争の国際的研究が提唱された。これを受けて、日露戦争が終結して100周年を迎える今年、慶應義塾大学東アジア研究所は北米・ヨーロッパ・東アジア地域から気鋭の研究者を一同に集め、4日間に渡る国際会議を開催した。100周年ということもあり、同様の企画が日本や世界の各地で催されたが、本学会会議がこうした催しの中で最大かつ最も国際的なものであったと確信している。

4日間の会議は毎日複数のテーマを設定し、そ

れに沿って報告者から15分間の発表があり、それに基づいて討論に入るという形式で進められた。会議はすべて英語を共通語としたが、報告者の完成ペーパーを事前に配布することによって討議は非常に円滑にすすんだ。なお、欧米地域から参加した研究者の発表は、この会議に合わせてブリル社から刊行された論文集 *The Russo-Japanese War in Global Perspective* に基づくものであった。また、この会議に新たに参加した研究者の発表は、編集の後に同じくブリル社から来年度中に刊行される予定である。

研究会 / 講演会 -----

日 時 2004年12月9日(木) 18:00~20:00

場 所 東アジア研究所・第一共同研究室

講 師 Peter Van Ness(Visiting Fellow, Australian National University)

演 題 “ China and Four More Years of the Bush Doctrine ”

ピーター・ヴァンネス氏は、ブッシュ・ドクトリンとそれへの中国の反応、さらには再選後第2期目のブッシュ政権への展望を以下のように論じた。

ブッシュ・ドクトリンの中心論理は、「絶対的安全保障」の希求であり、そのキー・エレメントとなっているのが単独主義と抑止(先制)攻撃である。イラク侵攻は、アメリカのパワーに立ち向かういかなる敵であろうとも軍事力によって体制転換させるというアメリカの意志を示し、絶対的安全保障追求のプロトタイプとなった。またリビアの大量破壊兵器放棄は「ならず者国家」改宗のモデルとなった。しかし一方でイラクやアフガニスタンの治安悪化、パレスチナ問題などの難問はその論理の限界を示している。

第2期目のブッシュ政権をめぐる大きな問題は、米大統領選挙における再選と国際世論の支持喪失の間の矛盾である。再選によりブッシュ大統領は政治的資本を得たと考え、これまでの政策をさらに強化するであろう。しかし一方でブッシュ・ドクトリンを押し進めた事で、9.11直後には米国に同情的であった国際世論の支持を喪失した。この二つのコントラストは今後さらに強まっていくと考えられる。

4年間のブッシュ政権の経験から我々は、絶対的安全保障は存在しない、現在の世界には様々なレベル、様々な範囲の不安定要素が混在している、いかに強力な国家であっても単独でこのような不安定要素に対処することはできない、

最強国が絶対的安全保障を求めて国益を追求すればするほど、世界は不安定になる、という四点の結論を引き出すことが出来る。

それではブッシュ・ドクトリンに対して中国はどのように反応してきたのだろうか。そこには回避、協力、戦略的反応という三つの段階を見出すことができる。ブッシュ政権はその誕生時、中国を競争相手と位置付けていた。中国はこれと直接対峙するのではなく、できるだけ衝突を避け、ミサイルディフェンスやならず者国家に対する先

制攻撃への熱狂が過ぎ去るのを期待していた。これが「回避」の段階である。しかし9.11同時多発テロがこの状況を全て変えた。江沢民主席(当時)はブッシュ大統領に電話で同情と支援を伝えた。中国は新たな「対テロ戦争」に対する協力を通じて米政権との共通の基盤を見出したのである。これが「協力」の段階である。しかしその後、中国は米国のイラク侵攻に対しフランス・ロシアの側に立って反対した。そして中国は徐々にブッシュ・ドクトリンに対する「戦略的反応」をとりはじめた。

中国の「戦略的反応」とは、多国間協力関係の構築を通じてブッシュ・ドクトリンに対するオルタナティブを提示することである。すなわち中国は自らのイニシアティブで上海6を主催し、ASEAN10カ国との間で「平和と繁栄のための戦略的パートナーシップ」を締結し、北朝鮮をめぐる六カ国協議を開催したのである。

このような中国の戦略的反応は、米国の絶対的安全保障追求に対する安全保障協力の構築、単独主義に対する相互主義、抑止戦争と体制転換に対するルールに基づく集合行動および紛争解決外交、ゼロサム戦略ゲームに対するウィンウィン(win-win)ゲーム、国際法・条約・制度の軽視に対する国際的制度建设にという点に特徴付けられる。中国の研究者はこの戦略を「平和的台頭」と呼んでいる。中国は経済発展のために平和な国際環境を求めなければならず、そのために全ての隣国とウィンウィン関係を築く、というのがその論理である。

中国は米国との対決を目指しているのではなく、国際関係上の問題を解決しようとする際に全く違った思考・行動でもってブッシュ・ドクトリンへのオルタナティブを示そうとしているのである。特に東アジアについて言えば、中国は北朝鮮をめぐる六者協議を主催することで紛争に関する「安全保障協力アプローチ」を突きつけた。ブッシュ大統領はこれを妨害する事も支援する事もできる。六者協議の成功・失敗は大きな意味を持つことになるであろう。(文責・山口信治)

日 時 2005年2月23日(水) 18:00~20:30

場 所 慶應義塾大学三田キャンパス

東館5階プロジェクト室

講 師 ヤン C .キム(ジョージ・ワシントン大学)

名誉教授，同大学ガストン・シゲール・
アジアセンター顧問，現東アジア研究所
訪問教授)

演 題 「第2期プッシュ政権の対北朝鮮政策と米
朝関係の将来」

核兵器を既に製造し6者協議への参加を無期限
に中断するとの北朝鮮の外務省声明(2月10日)に
関しては，それは北が交渉能力を高めようとする
ためだとの見方が多数意見である。但し，北朝鮮
にとって，それよりも重要な狙いは核保有国とし
ての地位を既成事実化し，アメリカを含む国際社
会に認知させることである。北の声明は核武装へ
の執念と決意の表明である。

アメリカの対応方針は2月19日の日米安保協議
委員会後に発表された共同発表文，特に日米外相
による共同発表文に表明されている。日米は，北
の核開発が非核拡散体制に対する重大な挑戦であ
り，アジアの平和と安定にとって直接的脅威であ
るとの認識を共有している。そして北朝鮮が早期
に無条件で6者協議に復帰し，濃縮ウランを含む
全ての核計画を信頼できる国際検証の下で完全に
廃棄すべきであり，そうすることのみが国際社会
と正常な関係を構築できる道であるとの立場を鮮
明にしている。

北朝鮮の6者協議への復帰を関係各国が呼びか
けているが，たとえ6者協議が再開されたとして
も，核問題が容易に解決されるとの楽観論はない。
協議は難航し実質的に決裂状態に至り，無期限休
会になる可能性が高い。その時点でアメリカはU
N安保理事会での討議と制裁へ動き始め，それと
併行してPSI(拡散に対する安全保障構想)を拡大
し，本格的に経済封鎖にふみきり対北圧迫を強め
るだろう。それでも，効果がない場合は，武力行
使を除くすべての手段を動員し，北のレジームチ
ェンジ(体制転換)を試みだろう。北朝鮮の対応措
置によっては，武力衝突の可能性も排除出来ない。

これまで，プッシュ政権の対北朝鮮強圧的政策
への移行を牽制してきた国際的・国内的諸要因が
ある。イラク問題，イラン問題，北朝鮮の軍事力
とその対韓国破壊能力，韓国と中国の対等，今
後も多くの諸要因が米国の強圧的手段の実行を困
難にさせる。然し，そのような諸要因が今後も第
2期プッシュ政権を牽制できるかは不透明であ
る。今後予測する国際情勢の動向や，米国内政
治権力構造，政策決定者達の信念と価値観，国

内世論の推移，特に国内政治上の考慮を考え，そ
れに北朝鮮の強硬政策が継ぐことを想定すると，
プッシュ政権は今後政策上の優先順位を変更し，
対北強圧的政策への転換をよぎなくされるだろ
う。その際は，前述の諸牽制要因を乗り越えてし
まうだろう。北朝鮮が正面突破を目指し，対決の
路線を進めば，弱気のアメリカが対決を避けるだ
ろうとの北朝鮮の読みはずれ，アメリカが強圧
的政策を遂行し，地域の緊張が極度に高まる状態
で米朝両国が政治的妥協策の選択を行う可能性が
考えられる。いずれにせよ，前途は多難である。
(文責・ヤン C・キム)

日 時 2005年3月8日(火)17:00~19:00

場 所 慶應義塾大学三田キャンパス
東館5階プロジェクト室

講 師 李 秀赫(リ・スヒョク)〔前韓国外交通
商部次官補・六カ国協議韓国首席代表，
慶應義塾大学法学部訪問研究員〕

演 題 「北朝鮮核兵器問題の本質と六カ国協議
の行方」

李 秀赫(リ・スヒョク)氏は，北朝鮮核問題を
めぐる六カ国協議の韓国首席代表をつとめるな
ど，北朝鮮核問題や六カ国協議について詳細な情
報および深い見識を持っている。六カ国協議が進
展せず，局面の打開が切実に求められる中，今回
の研究会は非常に時宜適切かつ熱い感心と呼ぶも
のであった。そうしたことから研究会には数多く
の研究者，院生，ジャーナリストらが参加し，実
に活発かつ有意義な議論を交した。なお，氏の講
演は完全なオフレコであったため，以下では講師
の了解の下，公開可能な内容のみを紹介しておき
たい。

まず，李前次官補の私見という前提の下，次の
ような北朝鮮核問題についての基本認識が示され
た。例えば，北朝鮮にはかつての東欧やソ連でみ
られるような崩壊ための必要条件が存在するかも
しれないが，その十分条件は整っていない。それ
については外部の援助，北朝鮮の崩壊が周辺諸国
に及ぼす問題点などがあげられている。それでは
北朝鮮核開発による安全保障面の脅威にどう対処
すればよいか。ソウルでは強圧的な対応は軍事的
衝突を招きかねず，軍事的オプションではなく対
話による解決を求めざるをえない，という考えが

根強い。

なお、韓日米三カ国の協調体制に亀裂が生じているのではないかと指摘がある。しかし、そのような意見の相違がもしあるとしても、それはそれぞれの地政学的、戦略あるいは戦術面での相違を反映するものであり、ある面で見ればごく自然なことでもある。ただし、韓日米三カ国は、対話を通じて北朝鮮核問題を迅速に解決する、という目標を共有しており、政策上の根本的な相違があるとは思えない。

次に、これまでの計三回の六カ国協議を分析してみると、次の四つの側面にわけてみることができる。第一は「役割論」である。一部ではアメリカが孤立しているのではないかと指摘も聞かえるが、基本的には北朝鮮1対5の構図となっている。ただし、北朝鮮の米朝二カ国協議への執着が結果的にアメリカの影響力拡大につながっている面もある。第二は「形式論」である。協議形式はあくまでも六カ国協議となっているが、その場において実質的な二カ国協議がまったく不可能なわけではない。第三は「アプローチ論」である。韓国政府は三段階による問題解決を望んでいる。核開発を放棄するという北朝鮮側による用意表明、北朝鮮の核廃棄と五カ国によるそれに相応する措置の採択、そして核問題の包括的な解決がそれである。

最後に「代案論」である。現在アメリカ側はプルトニウム問題というよりは濃縮ウラン問題に神経を尖らせているようであるが、前者も同時に取り扱われるべきである。ただ、今求められるのは関係諸国の首脳による「戦略的決断」である。北朝鮮側は核の放棄という決断を、アメリカを含む五カ国は核廃棄プロセスにおいてそれに相応する措置に関するフレキシブルな決定を行うことが求められるのである。その上、六カ国協議を成功させるには、核廃棄についての合意、凍結についての合意、凍結期間中の核廃棄プロセスについての合意、そして日朝、米朝国交正常化などを含む包括的な内容の最終議定書についての合意に達することが必要であろう。(文責・徐承元)

日 時 2005年4月28日(木)16:30~18:00

場 所 慶應義塾大学三田キャンパス
西校舎526番教室

講 師 石坂芳男(トヨタ自動車株式会社取締役副社長)

演 題 「国際競争時代の自動車産業 トヨタの経験と戦略」

日本企業は全体として回復基調にはあるものの、依然として楽観を許すことはできない状況である。そうした中であって、トヨタは日本企業の枠を超え、グローバル企業として華々しい業績を残し続けている。現在、愛知万博が開催中であるが、これもトヨタの全面的な支援なしには難しいのが現実である。

そこで東アジア研究所では、トヨタの海外事業の最高責任者として現在の地位を築き上げることに貢献した石坂芳男取締役副社長をお招きし、その経験と今後の戦略をお話いただいた。現在、トヨタはGMに次いで世界第2位の販売実績を誇るが(年間売上高17兆円を超える)、2010年には15%のグローバルシェアを目標にしているとのことである。

トヨタの業績が好調の要因のひとつは、ハイブリッドカーの人気に見られるように、環境に優しい自動車製造のコンセプトにある。また今後、高齢化社会に合わせて、福祉車などにも力を入れていくとのことである。さらに楽しみとしてのF1など、各種のレースにおける競争車の充実にも今後とも力を入れていくとのことである。

トヨタにとって確実な市場はアメリカだが、それはすでに十分に確立されており、今後はアジアでの事業展開が期待されている。その中でも特に中国市場での事業拡大がグローバルシェアの目標達成の鍵を握っている。中国市場に関して、トヨタは遅れたとも言われるが、現在は中国企業との提携も順調に進んでおり、今後は「中国のため」をキャッチフレーズに事業拡大を進める予定だとのことである。

今回の講演会には、学生を中心に約200人の参加者があり、次々と質問が出された。トヨタの今後のアメリカ戦略、中国事業の難しさ、トヨタの求める人材など、さまざまな点に質問は及び、熱気に溢れた講演会となった。終了後も、多くの学生が石坂副社長を囲んで次々と直接に質問をし、これに対して石坂氏も一人一人に丁寧にお答えくださった。(文責・国分良成)

東アジア研究所講座(2004年度終了分) --

「世界のなかの東アジア」という総合テーマのもと、2004年度一年間を通じて塾内外の有識者による合計11回の講座を開講した。なお、当初講演を予定していた藪中三十二外務省アジア大洋州局長(当時)は6か国協議出席のため、西宮伸一外務省アジア大洋州局審議官に急遽担当講師を代講してもらった。一年間の講座内容は、2005年度初秋に刊行予定である。

学术交流協定 -----

中国・復旦大学日本研究中心と2005年2月28日から三カ年間の学术交流協定を締結した。

交流内容は以下のとおりである。

- 1．研究者の交流
- 2．共同研究計画の推進
- 3．学術シンポジウムの開催
- 4．学術刊行物，資料，情報の交換

慶應義塾大学東アジア研究所 ニュースレターNo. 4

2005年 8月20日発行

慶應義塾大学東アジア研究所

発行人 国分 良成

〒108 - 8345 東京都港区三田2 - 15 - 45

電話 (03) 5427 - 1598

<http://www.kieas.keio.ac.jp/>